



寄贈

昭和四年一月

南洋群島現勢要覽

南洋廳

内-125

B22

357
6553
3

凡 例

一、本書は南洋群島の現勢を知るの便に資せんか爲、主要なる事項に就き、其の統計的説明をなせり。

二、本書は主として昭和二年末調に依れり、其の之に依らざるものには、特に調査期を附記せり。

昭和三年十二月

南 洋 廳

南洋群島現勢要覽目次

○沿革	一
マーシャル群島	
マリアナ群島	
カロリン群島	
○位置	四
南洋群島經緯度	
最端地名	
各群島別經緯度	
○面積	六
面積及島數	
○氣象	九
サイパン島月別氣象表	
ヤップ島月別氣象表	
バラオ島月別氣象表	
トラツク島月別氣象表	
ボナペ島月別氣象表	
ヤルートル島月別氣象表	
○人種	一三
○風俗	一五
○戶口	一八
人口	
密度	
戶數	
職業別人口	
年齡別人口	
邦人本籍別人口	
出生、死亡	

死亡者年齡別 移住、退去人員

○南洋廳 四三

行政系統 行政區劃 職員定員

○土地 四六

官有土地貸下面積

○農業 四七

耕地面積 農業戶數 農產物 家畜及家禽

○糖業 五二

甘蔗作付面積及產糖高

○林業 五三

林野產物 椰子

○鑛業 五五

磷鑛(精鑛)移出累年表

○水產業 五七

水產物漁獲高及水產製造物高

○工業 六〇

工產物 手藝品 酒類釀造高 工場

○商業 六三

物價 勞銀

○貿易 六七

移出品 移入品 輸出品 輸入品 輸移出品累年表 輸移入品累年表

○金融 七六

為替貯金取扱金額

○運輸交通 七八

道路延長 軌條 諸車 內地群島間及群島內各主要島間距離 出入船舶數

船舶乘降人員數 船舶舟艇 航路標識 郵船航路運賃表

○通信 八五

郵便局所在地 通常郵便物取扱數 小包郵便物取扱數 電信系統

電報取扱通數及料金 為替貯金取扱數及金額

○財政 八九



豫算及決算 租稅收入總額 人頭稅徵收額 關稅及出港稅徵收額
租稅外收入總額 官業及官有財產收入額 雜收入額

四

○地方行政

村吏 在鄉軍人職業別 在鄉軍人兵種別

九三

○教育

小學校學級職員及兒童數 公學校學級職員及兒童數 公學校寄宿舍寄宿兒童數
公學校卒業生數 木工徒弟養成所學級職員及生徒數 私立學校

九六

○宗教

耶穌教會宣教師及信徒數 佛教寺宇及信徒數 宗教學校教師及生徒數

一〇二

○警察

警察職員 警察官署 檢疫 救護件數 執行及注意件數 災害 變死傷件數
警察取締ニ屬スル諸營業 犯罪竝檢舉件數 即決處分件數及人員 外國旅券

一〇四

○司法

法院配置及管轄區域 法院職員 檢事局受理處分件數 刑事事件受理處分件數
民事事件受理處分件數 和解事件受理處分件數

一一五

○衛生

醫院職員患者表 患者病類別表(外來) 新生物患者表(外來)
寄生蟲病患者表(外來) 傳染性疾患患者表(外來) 熱帶病患者表(外來)
患者病類別表(入院) 新生物患者表(入院) 寄生蟲病患者表(入院)
傳染性疾患患者表(入院) 熱帶病患者表(入院)

一一九

島を英領とし、本群島及「ナウル」群島を獨逸の植民地と定めたり。

二

マリアナ群島

本群島は千五百二十一年有名なる葡萄牙の航海者「マゼラン」之を發見し、千五百六十五年始めて西班牙の領有に歸せり、時の皇帝「ヒリツプ」四世の皇后「マリアナ」は、土人の教化事業の費用を下賜せられたるを以て、之が徳を稱へんが爲め皇后の名を冠し、「マリアナ」群島と稱せり。

千八百九十九年彼の米西戦争の結果、西班牙政府は比律賓及「マリアナ」群島中の巨島なる「グアム」島を米國に割讓するに至れり。

獨逸は西班牙が戦後益々財政の困難を極むるを奇貨とし、之が讓與を提議し數回折衝の結果千八百九十九年六月「マリアナ」、「カロリン」の二群島を併せて二千五百萬「ペセタ」(我約九百六十萬圓)を以て買收せり。

カロリン群島

本群島は從來東西「カロリン」及「バラオ」諸島と稱せられたるものにして總稱して「カロリン」群島となす、東西「カロリン」の境界は東經百四十八度を以てす。

本群島は千五百二十七年葡萄牙人「デイエゴ、ダ、ロシヤ」に依りて發見せられ、千六百八十六年西班牙の領有に歸す、時の國王「カロー」二世の名に因みて之を「カロリン」群島と稱す。

千八百九十九年六月獨逸は本群島を「マリアナ」群島と共に西班牙より買收せり。

以上獨逸領たりし三群島は這般の歐洲大戰に依り大正三年(西曆千九百十四年)十月我海軍の占領する所となり、次で對獨平和條約の結果、大正十年(西曆千九百二十一年)四月より、我國之が委任統治を爲すこととなれり、大正十一年四月一日臨時南洋群島防備隊司令部廢止と共に南洋廳を置かる。

○位 置

日本帝國の委任統治地たる南洋群島は帝國の南に位し「マリアナ」「カロリン」及「マーシャル」の三群島より成り、東は遙に米領「ハワイ」に對し、西は「フィリッピン」諸島及蘭領「セレベス」島に隣り、南は「ニューギニア」島及「ビスマルク」諸島に面し、北は帝國の南端小笠原島及硫黄諸島に連る。「マリアナ」群島中に介在する米領「グアム」島を除き、三群島の島數約六百二十三の多きに達す。今之を經緯度に依りて其の區域を示せば左の如し。

南洋群島經緯度

日本帝國委任	自東經	一三〇度
統治地域	至東經	一七五度
	自北緯	〇度
	至北緯	二二度

最端地名

極東	マーシャル群島ミレ島
極西	西カロリン群島トコベ島
極南	東カロリン群島グリーンニツチ島
極北	マリアナ群島ウラカス島

各群島別經緯度

極東	東經	一四六度	マリアナ
極西	東經	一四四度	カロリン
極南	北緯	一四度	マーシャル
極北	北緯	二二度	



○面積

廣袤實に南北千二百哩、東西二千五百哩の海面を包擁する我南洋群島も、陸地の面積は極めて狭小にして、島嶼、岩礁の類一千四百五十八餘を合算して仍約百四十方に過ぎず、略我沖繩縣（一四四方里）又は東京府（一三八方里）の面積に等し（島嶼中猶未だ實測を経ざるもの多く、此等に對しては、概數を以て計算せり、他日調査完了を俟て訂正す）

面積及島數

群島別	島數	面積 方里
マリアナ群島	一四	四一、四三 <small>（米領グアム島を除く）</small>
カロリン群島	五四九	八五、五九
マーシャル群島	六〇	一二、三〇
計	六二三	一三九、三二
支廳管區別	島數	面積 方里
サイパン支廳管内	一四	四一、四三

ヤップ支廳管内	八五	一四、六四
パラオ支廳管内	一〇九	三一、〇〇
トラツク支廳管内	二四五	八、五五
ポナペ支廳管内	一三八	三二、六五
ヤルート支廳管内	三二	一一、〇五 <small>（三二ノ島嶼ハ更ニハ六七礁島ヨリ成ル）</small>
計	六二三	一三九、三二

主要島別

群島別	面積 方里
マリアナ群島	一四、六四
同	一、二〇〇
同	六、三五
同	八、一〇
西カロリン群島	一四、〇〇
同	二四、〇〇
同	〇、五〇
同	〇、五〇
東カロリン群島	一、四三
同	〇、五八

同	同	同
水照島	ボナベ島	クサイ島
一、五一	二四、三四	七、五〇
		〇、五一
		マールシャル群島
		ヤルード島

○ 氣 象

本群島は其の位置赤道に接し全管内悉く熱帯圏内に在るを以て他の温帯地の如く四季の別あるなし、即ち一年を通じて温帯地夏期の氣候なり、然れども各島皆これ大洋中の孤島面積狭小なるを以て四面の海風常に吹いて純然たる海洋性氣候に屬し其の晝夜の差に依る氣象變化も亦極めて尠し。氣象觀測成績を示せば左の如し。

サイパン島月別氣象表 (昭和二年中)

氣 象	氣 温			最 多 風 速	最 多 風 向	雨 量	雲 量
	平 均	高 極	低 極				
(+700)	(攝氏度)			(%)	(%)	(0-10)	(%)
一月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	7.5	7.5
二月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	6.8	7.5
三月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	5.5	7.5
四月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	5.5	7.5
五月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	5.5	7.5
六月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	6.5	7.5
七月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	8.6	7.5
八月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	8.7	7.5
九月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	7.1	7.5
十月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	6.8	7.5
十一月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	6.6	7.5
十二月	22.5	28.5	16.5	4.0	東	6.7	7.5
全 年	22.5	28.5	16.5	4.0	東	6.8	7.5

氣	氣	氣	濕	最	風	雨	雲	日照時數	水蒸氣ノ張力	氣				氣											
										極	極	均	壓												
										低	高	平													
										攝氏度			(+700)												
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
...

ヤルトー島月別氣象表 (昭和二年中)

○人種

各群島に於ける土人の種族に關しては、所説區々にして一定せず、或は馬來半島より東遷せしと傳へ、或は東方「ポリネシア」人の西進したるものと稱す、各群島土人の言語、風俗及習慣の相異なる點より察するに、極めて錯雜せる人種なるべきは想像するに難からず、之を概別して「チャモロ」「カナカ」の二種族とす。

「チャモロ」族は性温順勤勉にして、其の容貌風姿稍「カナカ」族に勝る、衣食住も亦比較的進歩したるものありて「カナカ」族とは此等の點に於て、殆ど其の趣を異にせり、其の上流の者に在りては洋風清楚の住宅を有し、居常洋装をなし、中にはピアノの如き樂器を備へ、寛活なる文化的生活を營む者尠からず、之れ一つは其の種族性に因るべきも、其の多くは西班牙領時代より、久しく宗教の感化を受けたるに因を爲せるものと認めらる。

「カナカ」族は概して性温順にして快活なり、然れども徒に天恵の餘澤に享樂し、極めて懶惰にして勞働を嫌ひ且つ恬淡にして事物に就き研究執着なき弊あり、文化の程度亦低く、其の居常尙未だ原始的状態を脱せざる者多し。

「カナカ」族は其の數に於て「チャモロ」族の約十六倍に達し、群島を通じて土人の數四萬九千の内

約四萬六千は「カナカ」族之を占む。(以下土人を島民と稱す)

○風俗

言語——言語は主として各群島の主要島を中心とし、各特種の言語を有し相通せず

邦語——占領以來約十年間、島民學校又は公學校に於て、一般島民兒童に教育を施し來りたるを以て、今や其の卒業生本科四千六百八十九人補習科千三百二十人(昭和三年四月調)を算す、之等卒業生は大體各島に遍きを以て、今日に於ては、群島の大部分は、邦語を以て略一般に便するを得るの狀況なり、他に西班牙語、英語又は獨逸語を解する者稀ならず。

衣服——「チャモロ」族及東部「カナカ」族の一部分の外、概して裸體(褌、腰巻等を用ふ)跣足なるも文化の風潮は先づ形式的に彼等の居常に及び、裝身の風漸次進化するを認めらる、殊に帝國の統治に歸してより漸次著衣する者の數増加するの傾向あり。

「カロリン」群島には裸體の者多く、「マーシャル」、「マリアナ」群島には著衣の者多し、之れ蓋し「マーシャル」群島は往古より歐洲人に接觸するの機多かりしと、宗教の感化を受くること久しかりしとに因り、「マリアナ」群島は多くは「チャモロ」族なるに因れり、同一群島中と雖歐洲人及邦人の教化の及不及の如何に由り、亦多少の差異無きに非らざるも、著衣は凡て男女共洋風にして、男子はシャツの下に半袴を穿ち、女子は更紗金巾等にて作れる西洋婦人の褻衣様のものを用ふるを普通とす。

下層の島民は殆ど寢具を用ゐず、一般に林投樹の葉を以て編みたる敷物を敷き、座臥飲食凡て此の上に於てす、未開人種の常としては古來より文身、裂耳、耳環、腕環、脚環、頸飾、彩身等に依り身體に裝飾を爲すの風習あるも、教育及宗教の感化に依り漸次斯かる惡風は減少しつつあり。

食物——天恵に裕なる本群島は、食物を得るに頗る簡易なるを以て、少數の上流者を除き多くは主食として野生の植物を用ひ、間々漁獲したる魚介に簡單なる調理を加へて食す、主食物の種類は麩麩樹椰子樹等の果實、タロ芋（里芋の類）、ヤム芋（山芋の類）、甘藷、タビオカ等にして、地方に依りてはボーイ（南洋栗）、玉蜀黍等を食す。最近に至りては、米を食する者次第に多きを加ふるの傾向あり牛、豚、山羊、鶏、鳩、犬等の鳥獸肉、蟹、シヤコ貝其他魚類及蜜柑、「バインアップル」、「マンゴ」、「バナナ」、「パイアヤ」等の果實は彼等の好んで食する所なり。

其他島民の最も嗜好するものは酒、煙草及檳榔子なり、島民の飲酒は往々兇暴を逞しうするの動機となる虞あり且つ衛生上の必要より之を禁止せり。

飲料水は概して雨水又は椰子の實より之を得るも、中には溪流又は井水に頼るもの無きに非ず。

住居——衣食既に單純にして原始的なるが如く、住居も亦一般に粗雑にして簡單なり、家屋は其の構造に於て群島各其の特色を現はせり、西「カロン」群島の諸島は稍進歩せる構造を有し、殊にバラオ諸島の家屋に在りては堅牢にして床上高く採光通風等に多少の考慮を拂へるものあるを認めらる、其

の「アバイ」と稱する彼等の集會所（オールメンハウス）は、比較的規模宏大にして、種々の彫刻其他の裝飾を施し濃麗なる色彩を加へたるものあり。

西「カロン」群島「トラック」諸島及「マーシャル」群島に於ける住居は概して劣等にして簡單なる床上或は土間に蔦座を敷き椰子の葉の編みたるものを以て其の周圍を覆ひて起臥す、屋根は一般に椰子又は林投樹の葉を以て葺けり、資産ある者又は「チャモロ」族の多くは、木造又は「コンクリート」亜鉛板葺の洋風家屋に居住す、殊に「サイバン」島に於ける「チャモロ」族に在りては、洋風「コンクリート」の家屋軒を連ね、集つて一街區を成せり。

邦
島民
カ ナ
計 人

計	カ	ナ	チヤモロ	邦人
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
二一三 三二二 三二二 九四五	二一三 三二二 三二二 九四五		二二 二二 二二 七四三	春 島
一五六 六五一 三二一	一五六 五四〇 七九八	六三三	二二 四八五 四六八	夏 島
一五六 九七一 三八五	一五六 九七一 三八五		一一 六六〇	秋 島
九四五 九九〇 九四五	九四五 九九〇 九四五		八二六	冬 島
五二二 三五八 三一三	五二二 三五八 三一三		一 六七九	月曜 島
一七八 一〇一 九三六	一七八 一〇一 九三六		二二 九三六	水曜 島
四二二 一一〇 八三五	四二二 一一〇 八三五		一一 八五三	金曜 島

外
合 邦
島民
カ ナ
計 人

計	カ	ナ	チヤモロ	邦人
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
四二二 六一四 二四八	四二二 四〇三 三七八	四二二 二〇二 六九七	一一 三五七 七八九	
三一一 二五七 五三二 七三四	三一一 一〇九 九〇九	三一一 〇四五 六八八 四〇四	五二 三三五	
一 六六九 五九六 七二五	四 四	五二二 一三九 八三五	五二二 一三九 五三二	三 三
八二六 八一六 六七九	九 九	六一五 八五二 二三九	五一四 五〇五 六一五	一 二五七 六二四

(ハ) トラック支應管内

邦
外
合 邦
島民
カ ナ
計 人

計	カ	ナ	チヤモロ	邦人
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
九三三 六八七 〇七三 六五一	九三三 六八七 〇七三 六五一	四 四	二一 八四四 七一〇 一〇一	
一三三 七三四	一三三 七三四		三二 七〇七	
一 四六六 三六六 五九六	二 二	五二二 六六九 二三九	五二二 三五七 五八七	四一三
一 九六四 五四一		一 〇四五 五九六	一 〇四五 一八三	二一 八〇八
			七三三 三三五 三八五	四一三

(イ) サイパン支應管内
(ロ) ヤップ、バラオ支應管内

二一 〇三七	二一 〇三七		二一 〇三七	
二一 〇三七	二一 〇三七		二一 〇三七	
一 三三〇 七三四	一 三三〇 七三四		一 三三〇 七三四	
			二一 〇三七	
			二一 〇三七	
			二一 〇三七	
			二一 〇三七	
			二一 〇三七	
			二一 〇三七	
			二一 〇三七	

支應管内	戸		人口		面積		一方里人口密度
	現	元	現	元	現	元	
サイパン支應管内	一、八一三	一、八一三	一〇、七四七	一〇、七四七	四一・四三	四一・四三	二五九・四
ヤップ支應管内	六五	六五	七、三三二	七、三三二	一四・六四	一四・六四	五〇〇・八
パラオ支應管内	五三二	五三二	七、二五七	七、二五七	三一・〇〇	三一・〇〇	二三四・一
トラツク支應管内	一五七	一五七	一五、五八八	一五、五八八	八・五五	八・五五	一、八二三・二
ボナベ支應管内	一六〇	一六〇	八、二八六	八、二八六	三二・六五	三二・六五	二五三・八
ヤルット支應管内	一三五	一三五	九、六〇六	九、六〇六	一一・〇五	一一・〇五	八六九・三
全群島	一、八四一	一、八四一	五八、八一六	五八、八一六	一三九・三二	一三九・三二	四二二・二
邦人	一、八四一	一、八四一					
内地人	二八	二八					
朝鮮人							
臺灣籍民							
計	一、八四一	一、八四一					
計	一、八四一	一、八四一					
元年末							
比較増減							

密度

支應管内	戸		人口		面積		一方里人口密度
	現	元	現	元	現	元	
ボナベ支應管内	一、四〇七	一、四〇七	一、四六七	一、四六七	一、四〇七	一、四〇七	一、四六七
ヤルット支應管内	一、四〇七	一、四〇七	一、四六七	一、四六七	一、四〇七	一、四〇七	一、四六七
計	一、四〇七	一、四〇七	一、四六七	一、四六七	一、四〇七	一、四〇七	一、四六七
邦人	一、四〇七	一、四〇七					
計	一、四〇七	一、四〇七					
元年末							
比較増減							

(ニ) ボナベ、ヤルット支應管内

職業別	支離別	無職業		使家用人事		其業ノ		自由業務		交通業		商業		工業		
		計	内地人	計	内地人	計	内地人	計	内地人	計	内地人	計	内地人	計	内地人	
		カ ナ カ	ロ ヤ カ	カ ナ カ	ロ ヤ カ	カ ナ カ	ロ ヤ カ	カ ナ カ	ロ ヤ カ	カ ナ カ	ロ ヤ カ	カ ナ カ	ロ ヤ カ	カ ナ カ	ロ ヤ カ	カ ナ カ
サイパン	(二) 島	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
ヤップ	民	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
バラオ		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
トラツツ		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
ホナベ		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
ヤルト		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
計		247	16	231	60	161	53	111	85	25	111	85	25	111	85	25

職業別	支離別	計		無職業		使家用人事	
		合 計	内地人	計	内地人	計	内地人
		カ ナ カ	ロ ヤ カ	カ ナ カ	ロ ヤ カ	カ ナ カ	ロ ヤ カ
サイパン	(二) 島	709	56	653	54	600	52
ヤップ	民	215	11	204	11	193	11
バラオ		11	11	11	11	11	11
トラツツ		374	374	11	11	11	11
ホナベ		469	465	11	11	11	11
ヤルト		218	281	11	11	11	11
計		2199	983	1916	80	1836	681

括弧内数字は臺灣籍民の内數なり

年齢別人口

年齢別	支那		計
	男	女	
一	八,104	7,913	16,017
二	24,454	23,813	48,267
三	38,813	37,913	76,726
四	51,808	50,408	102,216
五	64,408	62,408	126,816
六	77,408	75,408	152,816
七	89,408	87,408	176,816
八	99,408	97,408	196,816
九	109,408	107,408	216,816
計	9,979	9,779	19,758

(二) 邦人

年齢別	サイパン		ヤップ		パラオ		トラツク		ホナハ		ヤルット		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
一	810	741	218	188	144	145	45	41	54	57	11	18	1,283
二	244	235	340	316	290	272	76	72	36	37	4	6	3,596
三	381	373	505	476	430	412	115	107	53	56	7	11	5,935
四	518	508	695	672	613	595	159	151	79	82	11	16	8,775
五	644	624	856	827	767	749	194	186	97	101	14	20	11,660
六	774	754	1,048	1,019	933	915	244	236	119	123	17	24	14,599
七	894	874	1,196	1,167	1,081	1,063	289	281	146	150	20	28	17,555
八	994	974	1,340	1,311	1,225	1,207	334	326	174	178	24	32	19,555
九	1,094	1,074	1,484	1,455	1,369	1,351	379	371	199	203	27	36	21,555
計	9,979	9,779	13,484	13,284	12,250	12,050	3,790	3,690	1,740	1,740	230	310	30,979

職業別	計		外		計
	男	女	男	女	
農業	2,700	1,380	1,940	1,000	3,040
水産	946	690	550	400	1,050
工業	646	710	560	690	1,250
商業	1,380	1,380	1,150	1,180	2,330
交通	1,380	1,380	1,150	1,180	2,330
公務	1,380	1,380	1,150	1,180	2,330
其ノ他ノ有業者	1,380	1,380	1,150	1,180	2,330
家事使用人	1,380	1,380	1,150	1,180	2,330
無職	1,380	1,380	1,150	1,180	2,330
計	21,400	21,400	17,400	17,400	34,800

計	年齢別		支離別	
	男	女	男	女
八	九	〇	女	男
七	八	〇	女	男
六	七	〇	女	男
五	六	〇	女	男
四	五	〇	女	男
三	四	〇	女	男
二	三	〇	女	男
一	二	〇	女	男
一	〇	〇	女	男
計	七六	一	一	一

(三) 外国人

国籍	計	男	女
サイパン	六	一	五
ヤップ	九	一	八
パラオ	一四	一	一三
トラバク	一九	一	一八
ボナベ	一七	一	一六
ヤルット	一	一	〇
計	七六	一	一

計	年齢別		支離別	
	男	女	男	女
九	〇	〇	女	男
八	九	〇	女	男
七	八	〇	女	男
六	七	〇	女	男
五	六	〇	女	男
四	五	〇	女	男
三	四	〇	女	男
二	三	〇	女	男
一	二	〇	女	男
一	〇	〇	女	男
計	四八、七六一	一五	一	一

(二) 島民

国籍	計	男	女
サイパン	三、六四六	一	三三
ヤップ	七、一〇八	七三	八四
パラオ	五、六九八	一	一
トラバク	一五、一九五	一	一
ボナベ	七、八〇〇	一	一
ヤルット	九、三一四	二	二
計	四八、七六一	一五	一



布 教 者	醫 師 業	店飲料旅 食理館		一 般 勞 働 者	公 務 員	職 工							
		雇 傭 人	業 主			去 女	來 男	去 女	來 男				
12	11	24	47	164	57	164	57	239	381	172	356	276	22
								15	49	28	63		
11	11	11	12	23	44			94	37	25	35	12	52
				4	32	2		58	37	78	82	13	
41					18	1		27	16	23	99		
				41	11		12	1	1	30	73	11	
44	12	25	59	38	92	1	1	32	71	95	26	4	3

三九

工 會 場 社 業 務 員	手 工 業	商 業	漁 業	農 業	計	移 住 退 去 人 員	(一) 邦 人	計	女	男
24	36	14	26	16	40	27	51	24	96	448
19	34	79	07	73	59	27	51	24	96	448
				13	31					
12	25	67	06	27	89	53	48	69	12	559
45	36	14	25	22	77	25	21	1	26	183
96	62	11	22	27	76	1	31			
48	48	28	36	30	76	1	31	34	99	664

三八

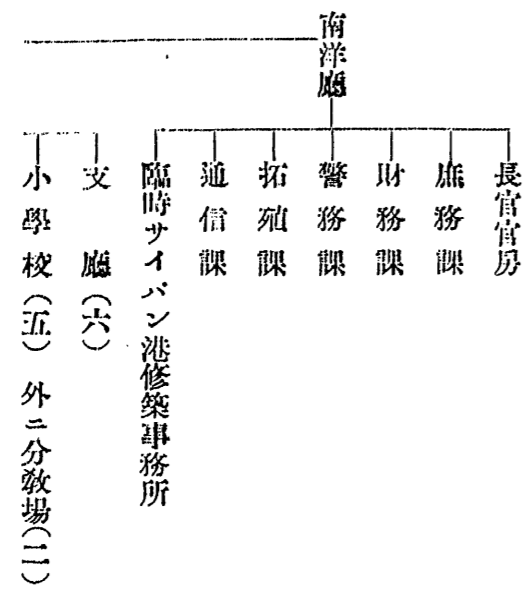
計		共ノ他	
去	來	去	來
計	計	計	計
女	男	女	男
五二	三四	二二	一一
二一	一一	一一	一一
一一	一一	一一	一一
一一	七三四	一一	一一
一一	三一	一一	一一
一一	二二	一一	一一
九三六	六六〇	一一	一一

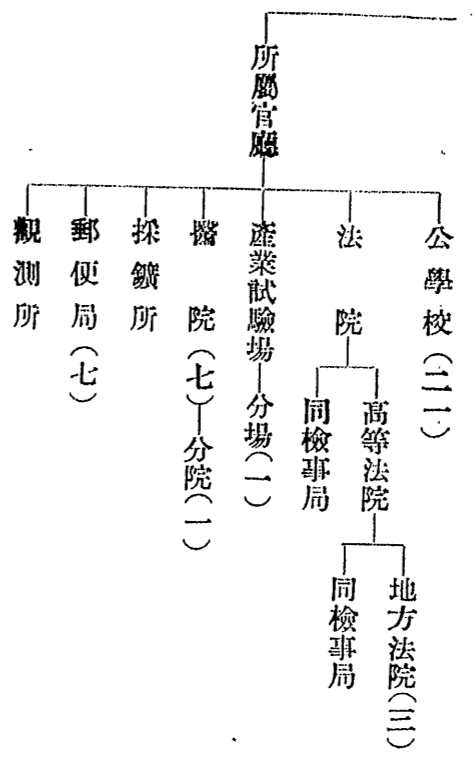
○南洋廳

設置年月日 大正十一年四月一日

所在地 南洋群島西「カロリン」群島「バラオ」諸島「コロール」島

行政系統 大正十三年十二月二十五日官制改正





四四

行政區劃

支 廳	支廳所在地	管 轄 區 域
サイバン支廳	サイバン	マリアナ群島一圓
ヤップ支廳	ヤップ	東經百三十七度以東の西「カロリン」群島一圓
パラオ支廳	パラオ	東經百三十七度以西の西「カロリン」群島一圓
トラツク支廳	トラツク	東經百五十四度以西の東「カロリン」群島一圓

ボナベ支廳
ポナベ
ヤルト支廳
ヤルト
管 區 計 六

東經百五十四度以東の東「カロリン」群島一圓及東經百六十四度以西の「マーシャル」群島一圓
東經百六十四度以東の「マーシャル」群島

職員定員

南洋廳	支 廳	小 學 校	公 學 校	法 院	産業試験場	探 査 所	醫 院	郵便局	観測所	計
一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一
八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	二九
四七	四七	三八	一	一	一	一	一	一	一	二四七
三	三	四七	一	一	一	一	一	一	一	五〇
四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	五
六五	六五	八六	一	一	一	一	一	一	一	二九〇
二八	二八	一七四	一	一	一	一	一	一	一	六三二

四五

品名	単位	数量	単価	合計
玉蜀黍	俵	1,234	100	123,400
胡瓜	俵	567	200	113,400
越瓜	俵	890	150	133,500
小豆	石	123	1,000	123,000
落花	石	456	250	114,000
甘芋	俵	789	180	142,020
里芋	俵	321	300	96,300
薯蕷	俵	654	220	143,880
夕比	俵	987	160	157,920
南瓜	俵	210	400	84,000
西瓜	俵	543	280	152,040
其他蔬菜類	俵	876	190	166,440
計				1,410,000

農産物

支那管區	戸數	男	女	計
サイパン	1,000	5,000	4,000	9,000
ヤップ	2,000	10,000	8,000	18,000
パラオ	3,000	15,000	12,000	27,000
トラツク	4,000	20,000	16,000	36,000
ボナペ	5,000	25,000	20,000	45,000
ヤル	6,000	30,000	24,000	54,000
合計	21,000	105,000	84,000	189,000

農業戸數

支那管區	戸數	男	女	計
サイパン	1,000	5,000	4,000	9,000
ヤップ	2,000	10,000	8,000	18,000
パラオ	3,000	15,000	12,000	27,000
トラツク	4,000	20,000	16,000	36,000
ボナペ	5,000	25,000	20,000	45,000
ヤル	6,000	30,000	24,000	54,000
合計	21,000	105,000	84,000	189,000

家畜		家畜	
品名	数量	品名	数量
牛	二、一九〇	豚	二、一五八
馬	一一	山	五一
羊	一一	綿	一一
家兔	五五	家兔	五五
モルモット	五	モルモット	五
計	四、四七〇	計	八六一
鶏	二、一八一	鴨	二、一八一
鶯	五九三	鶯	五九三
計	二、八〇一	計	二、八〇一

家畜及家禽

品名	数量	品名	数量
サイパン	二、一九〇	ヤツブ	六五
パワオ	一一二	トラツク	二七
ボナハ	二二三	ヤルット	二、六三七
計	二、一九〇	計	二、六三七

品名	数量	品名	数量
甘蔗	二、一九〇	胡椒	二、一九〇
烟草	一一	胡椒	一一
胡椒	一一	胡椒	一一
胡椒	五五	胡椒	五五
胡椒	五	胡椒	五
計	四、四七〇	計	八六一

五〇

○糖業

製糖業は本群島主要産業の一にして大正六年「サイパン」島に於て西村拓殖株式會社及南洋殖産株式會社の二社の創業に始まり大正十年十二月新に資本金三百萬圓の南洋興發株式會社創立せられ前記二社の事業を繼承し今日に及べり。

現在甘蔗の栽培せらるゝはサイパン島にして同社の製糖能力は千米噸の分蜜製糖機一基一晝夜約百二十萬斤の甘蔗を壓搾し得。作付面積及産糖高を示せば左の如し。

甘蔗作付面積及産糖高

年次	作付面積	産糖高	備考
大正八—九年	四五九町	七五五、五九九斤	自下糖及赤糖
同 九—十年	五三九三六	一九五六、〇〇三	同
同 十—十一年	八三二一五	三五八、六〇〇	同
同 十一—十二年	一、六七六、五〇〇	二、〇九六、四〇〇	分蜜糖(黄双)
同 十二—十三年	二、一七三、五〇〇	五、八三七、八〇〇	同
同 十三—十四年	二、五一七、三〇〇	一四、八九五、四〇〇	同
同 十四—十五年	二、七五六、九六〇	一五、二六五、八八〇	同
同 十五—昭和二年	二、九六七、八四〇	二〇、一九三、九六〇	同
同 二—三年	三、二二六、七七七	一七、二八〇、三七〇	同

○林業

海岸低地にありては椰子樹、紅樹(マングローブ)は至る所に繁茂し鬱鬱たる林相を現すもの少からず。椰子は本群島に於ては林産として首位を占むると共に又食料、飲料として島民の日常缺く可からざるものなるのみならず、其の果核中の仁肉を乾燥したるものは、即ち「コブラ」にして本群島の移出品中の主なるものなり。本群島より本邦に移出する年額凡そ八千噸、此の金額百八十萬圓に上れり。林産物としては其の他象牙椰子、紅樹、鐵木、「ウカル」、「タマナ」、「マンゴー」等あり。

林野産物

品名	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナエ	ヤルート	計
川材(材数、石)	二、四六八	一、五〇〇	二、九六八	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇、五七〇
薪炭材(材数、噸)	五、五七〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	五、五七〇
木炭(材数、噸)	二、五七〇	一、五〇〇	二、五七〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、五七〇
樹皮(材数、噸)	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
樹實(材数、噸)	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

其ノ他 数量(貫)
 價格(圓)

價 格 計 (圓)

椰子

支 離 管 區	椰子林面積	果實生産數	數	價 格 (圓)
サイ	二、一〇二	五、三三九、四五六	六四四	一三一、九六二
ヤ	二、九九二	二、二六三、〇一一	一一三	一一、二二八
バ	一、〇五六	一、九二三、〇〇〇	二八一	四四、一六二
ト	三、八九六	一五、七七九、〇〇〇	一、六一一	二一三、八二三
ホ	四、九〇四	二一、九一八、一八三	二、四三五	三〇二、八七三
ハ	一三、二九〇	四〇、四三九、四〇〇	三、九六一	四七五、三三〇
計	二八、二五〇	八七、六六二、〇五〇	九、〇五五	一、一七九、三六八

五四

○ 鑛 業

鑛産として見るべきものは、唯燐鑛あるのみ、「アングウル」島の燐鑛は目下南洋廳の官營に屬し、其の蓄積量約二百四十萬噸と推定せられ年産額約六萬噸、此の金額百餘萬圓に上れり、「アングウル」島の外燐鑛の蓄積を有する島嶼に「ベリリユ」島「ファイヌ」島「トコペー」島等あるも其の埋藏量僅少なり。

「アングウル」島の燐鑛は西曆一九〇三年（明治三十六年）獨逸探險隊に依り初めて發見せられたるものにして現今は南洋廳探鑛所を置き、所長（技師）の外技手四人書記三人を以て其の業に當れり。昭和二年末現在の使役雇傭人並に職工鑛夫數左の如し。

雇 員 五 人 備 人 八 人 職 工 鑛 夫 四 九 四 人

燐鑛(精鑛)移出累年表

年度	數量	價格
大正六年度	四七、五〇五	一、二三二、一三一
大正七年度	五六、六九九	六九〇、八一〇
大正八年度	七三、六八五	一、四一九、七一八
大正九年度	五五、五五二	一、〇三九、九九七
大正十年度	五四、八六八	一、四七七、九一〇
大正十一年度	五六、三〇〇	一、〇一九、八九七
大正十二年度	五九、九八七	一、〇四九、七七二
大正十三年度	六〇、六五七	一、〇九七、八九一
大正十四年度	六五、八六四	一、三二〇、五七三
大正十五年度	六二、九一二	一、二九九、一三二
昭和二年度	六三、一二八	一、三三五、一五七

○水産業

全群島を通じて魚類の主なるものは、鰹、鯖、鮪、鰯、鱈、鱒等にして、各島至る處之れを得るに難からずと雖、漁業方法の幼稚なると、海底は殆んど珊瑚礁なる爲漁撈作業の困難なるとに因り、其生産額多からず、従つて之が製造物も亦極めて少し。鰹、鯖に付ては特に其の漁期、漁獲方法等調査中に屬するを以て近き將來に於て、大量の生産を擧ぐるに至らん。

貝類は其の種類頗る多きも、商品として價值あるものは高瀬貝及蝶貝の二種とす、高瀬貝は主として西「カロリン」群島の「ヤツブ」「バラオ」の近海に多く産し、鈎の原料として重用せらる。

元來本群島は海水清澄にして、水温高く、石灰質に富める等貝類の繁殖に極めて適當の素質を有せり。最近、「バラオ」諸島及「ボナベ」島に於て此天恵を利用し眞珠養殖を試みる者あり、其の成績に付きては未だ試験中に屬するも、將來有望なる事業の一なるべし。

○工業

工業としては「サイパン」島の製糖工業、之に附帯する酒精、糖耐製造及少量の清涼飲料製造等あるの外唯僅に各島に於て行はるゝ手工業あるのみにして何等工業として特記すべきものなし。

工業産物

品名	サイパン	ヤップ	バラオ	トラツク	ボナス	ヤルット	計
砂糖 (糖数(斤) 價格(圓))	二二、五三〇、六五〇						二二、五三〇、六五〇
酒精 (精数(石) 價格(圓))	三、七一八、三六八						三、七一八、三六八
有酒精飲料 (合数(石) 價格(圓))	八六二、一〇一						八六二、一〇一
サイパン及ラムネ (サイパン及ラムネ 數(圓) 價格(圓))	一、二、三四六						一、二、三四六
氷 (數(圓) 價格(圓))	一、八、九一〇						一、八、九一〇
其ノ他 (數(圓) 價格(圓))	三、一八〇						三、一八〇
價格計	四、五九五、五五一						四、五九五、五五一

手藝品

品名	サイパン	ヤップ	バラオ	トラツク	ボナス	ヤルット	計
椰子帽子 (數(個) 價格(圓))		二一	七四	四八			一二二
林投帽子 (數(個) 價格(圓))							
薬織品 (數(個) 價格(圓))	一、四九四		二六四	一六、六三四			一八、四九二
薬織品 (數(個) 價格(圓))	七四七			八、九二〇			八、九二〇
薬織品 (數(個) 價格(圓))		一、三七一		二、三七〇			三、七〇七
椰子繩 (數(把) 價格(圓))							
其ノ他 (數(圓) 價格(圓))	七四七	二、四二二	三三四	一一、七五八		一一、〇〇〇	二一、四二二
價格計		六七七				一一、〇〇〇	三一、六六六

酒類醸造高 (サイパン支廳管内以外になし)

品名	醸造戸數	石數	金額
焼酎	八	五四八、三九〇	三八、三八五、二〇〇
糖酎	一	四四二、三〇八	一九、九〇三、八六〇
其他	(一)	六、一五三、八八八	三三〇、〇〇二、一七〇

(二) 島 民

木	船	日	下	下	鐵	常	木	水	左
工(日)	大	備	人	男	女	夫	備	備	備
工(日)	夫(日)	夫(日)	夫(日)	夫(日)	夫(日)	夫(日)	夫(日)	夫(日)	夫(日)
サイパン	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヤップ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
バラオ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
トラツク	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ボナム	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヤルット	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1

○ 貿 易

輸移出貨物の主なるものは燐礦、「コブラ」、砂糖及酒精にして、此の三者を合し輸移出總額の約九六「パーセント」を占む、其の他群島特産たる高瀬貝、海參等あるも其の額大ならず。

輸移入貨物の主なるものは米穀、罐詰及調味品、建築木材木製品、布帛及布帛製品、衣服裝身具帽子傘靴類、金銀及金屬製品等にして是等を加ふるときは輸移入總額の約四九「パーセント」を占む。

本群島に於ける開港場は「サイパン」、「バラオ」、「アングウル」、「トラツク」、「ヤルット」の五港にして「アングウル」港は輸入貨物に付制限を附せり。

輸出入は「サイパン」と米領「グアム」島、「バラオ」と蘭領「セレベス」島、「トラツク」と濱洲委任統治地域及「ヤルット」と英領「ギルバート」島との間に少許の取引あるに過ぎず。

移 出 品

椰	燐	子	貨	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐
燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐
燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐	燐
サイパン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヤップ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
バラオ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
トラツク	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ボナム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ヤルット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

輸出品	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナバ	ヤルット	計
染料、顔料、及塗料類	四六						四六
絲綢繻索及其ノ製品	一一三						一一三
布帛及布帛製品	六八四						六八四
衣服、裝身具、帽子、傘、靴類	二、七九〇						二、七九〇
紙、紙製品、書籍、繪畫、文具類	九三三						九三三
土、石、セメント、其ノ他礦物製品	四六〇						四六〇
金屬及金屬製品	一、三〇〇						一、三〇〇
器具、機械、車輛及運搬具	四四三						四四三
「ココ」	七、九二〇						七、九二〇
「ココ」	一一八						一一八
磁器	一、四五〇						一、四五〇
食料及雜貨	二、八三二						二、八三二
雜品	六〇八						六〇八
計	二、二四、二九〇						二、二四、二九〇
穀物、麥粉、澱粉、麵粉類							
肉類、魚類、果實、罐詰及調味品	四三						四三
「ココ」	四三						八七
「ココ」	二七〇						二七〇
計	四三						四三

七一

輸入品	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナバ	ヤルット	計
建築木材及木製品	九、六五五						九、六五五
船舶	一、八七〇						一、八七〇
銃砲其ノ他武器	一、八七〇						一、八七〇
射撃用品「マツチ」其ノ他爆發物	二、六六六						二、六六六
雜貨	一、八七〇						一、八七〇
石炭	二、八六六						二、八六六
計	二、八六六						二、八六六
生畜	四四六						四四六
米	二九						二九
穀物、麥粉、澱粉、麵粉類	二九						二九
肉類、魚類、果實、罐詰及調味品	二九						二九
茶、咖啡「ココア」「チョコレート」	一〇六、五二七						一〇六、五二七
砂糖	八七八						八七八
煙草	五七五						五七五
毛皮、革、甲殼、腰履及其ノ製品	二〇						二〇
油、脂臘及其ノ製品	一〇六						一〇六
石	一〇六						一〇六
藥品、其ノ他化學的藥品	三七						三七
計	一〇、二〇〇						一〇、二〇〇
サイパン	一〇、二〇〇						一〇、二〇〇
ヤップ							
パラオ							
トラツク							
ボナバ							
ヤルット							
計	一〇、二〇〇						一〇、二〇〇

七〇

生米	三、三六八	四、一〇三	一、八六八	三、〇〇〇	一、八四三	六、六七〇
穀物、麥粉、澱粉、麵粉類	二、四二五	三、一〇一	三、二八〇	三、二八〇	三、二八〇	三、二八〇
肉類、魚類、果實、罐詰	二、三三〇	三、三八七	三、二七三	三、二七三	三、二七三	三、二七三
茶、咖啡、「ココヤ」	四、四六五	八、〇五〇	四、〇五〇	四、〇五〇	四、〇五〇	四、〇五〇
砂糖	一、六一五	四、三三三	四、〇六六	四、〇六六	四、〇六六	四、〇六六
香料及其ノ原料	九、一七	九、〇九	六、四四	六、四四	六、四四	六、四四
日本酒各種酒精飲料	八、三〇	二、三六八	一、〇〇三	一、〇〇三	一、〇〇三	一、〇〇三
果汁、礦泉其ノ他非酒精飲料	八、一六〇	三、三三〇	一、六三九	一、六三九	一、六三九	一、六三九
糖類	三、四七五	六、九一五	三、四五七	三、四五七	三、四五七	三、四五七
毛皮、革、甲殼、膠膜	四、四三三	九、一五	六、八二	六、八二	六、八二	六、八二
油、脂、臘及其ノ製品	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
石	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
藥品其ノ他化學的藥品	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
染料、顏料及塗料類	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
絲綢、絹索及其ノ製品	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
布帛及布帛製品	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
衣服、裝身具、帽子、傘、靴類	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
紙類、紙製品、書籍、繪畫、文具類	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
陶磁器、硝子及其ノ製品	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
土、石、「セメント」其ノ他礦物製品	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五
金屬及金屬製品	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五	三、四七五

七四

器具、器械、車輛及運搬具	一、三〇〇	二、三六七	一、二六三	三、三三三	三、三三三	一、二六三
建築木材及木製品	一、三〇〇	一、〇三〇	八、八八	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇
船舶	六、三三	七、五五	三、八八	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇
銃砲其ノ他武器	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇
射擊用品「マツナ」其ノ他發物	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇
貨幣	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇
雜品	六、三三	六、三三	六、三三	六、三三	六、三三	六、三三
石	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
計	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇

七五

○運輸交通

七八

本群島の交通は専ら船舶舟艇に依るのみにして道路は僅に主要島に存するに過ぎず又軌道も「サイバ
ン」島に於て南洋興發株式會社の事業用鐵路を兼ねて交通に便せると「アンガウル」島に於ける採鑛
所燐鑛運搬用として僅に存するに過ぎず。

海上の交通は内地、群島主要島間の連絡航路及群島主要島と其の離島間の連絡航路の幹支に岐れ、本
群島の交通大系をなすと共に又唯一の郵便線をなせり、沿海交通は主として島民の唯一の交通機關た
る「カノト」に依れり。

内地群島間の連絡航路は之を東廻、西廻及東西連絡の三線に分れ、各線共神戸を起點とし門司を経横
濱を發着港として群島に來航す。

東廻は「サイバン」を経て同島より東折して「トラツク」、「ボナベ」、「クサイ」を経て「ヤルト」に至る、
其の神戸よりの往復航程は七三〇哩にして、所要日數約四十九日なり。

西廻は「サイバン」に至り更に西南下して「ヤツブ」、「バラオ」を経て蘭領「セレベス」島「メナード」港に
至る、其の神戸よりの往復航程六、七三〇哩にして所要日數約四十四日なり。(年六回は二見「テニア
ン」に寄港し、六回は「アンガウル」港に寄港す、都合により「ソンスル」、「トコベ」に寄港することあ
り)

東西連絡は横濱より南下して「バラオ」に直行し、東折して「トラツク」、「ボナベ」、「クサイ」を経て「ヤル
ト」に至る、其の神戸よりの往復航程は九、二六〇哩にして所要日數約五十八日なり。

現今使用船舶四隻其の總噸數一三、七九一噸年航海度數東廻六回西廻一三回東西連絡五回にして、日本
郵船株式會社の受命する所なり。

群島の主要島離島間の連絡航路は支應所在地を起點として其の附近の離島間を航海す、其の航海線の名
稱左の如し。

マリアナ群島線 (「サイバン」を中心として「マリアナ」群島を南北に航海す)

ヤツブ、バラオ離島線 (「ヤツブ」及「バラオ」を中心として「ヤツブ」、「バラオ」支應管内の離島を
航海す)

ボナベ、トラツク離島線 (「ボナベ」、「トラツク」を中心として「ボナベ」、「トラツク」支應管内の離島
及び「トラツク」と濠洲委任統治領の「ケビアン」、「ラバウル」間を航海す)

マーシャル群島線 (「ヤルト」を中心として「ヤルト」支應管内の離島及び「ヤルト」と
英領「ギルバート」島間を航海す)

使用船舶五隻總噸數一、四五四噸航海度數五十七回にして南洋貿易株式會社の受命する所なり。

七九

港 各 三 イル 間 地

貨運港寄イベコト・ルソソ

				パリオ
			アンガツル	一三四四
			ソソル	二四六九 三六九三
			トコセイ	二四六九 四八二八 五〇五二
メナード	一三四四	一三四四	一三四四	一三四四
	四八七五	六二三四	八六九三	九八二七
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	甲三二一	甲三二一	甲三二一	甲三二一
	板等	板等	板等	板等
			アンガツル	一三四四
			メナード	八六九
				〇〇〇〇
				甲三二
				板等

(昭和三年四月調)

繫導艇船浮燈
計船用用
浮立立
標標標標標臺

航路標識

七			四		三	
三	五	一	一	四	七	二
一	三	九	七		二	〇
三	一	一	二	四	四	二
三	九	二	一	九	三	四
一	二				九	三
二	六	一	二	八	五	一

獨	端	補	帆	自
計	解	助	船	助
舟	艇	機	船	艇
隻	隻	隻	隻	隻
數	數	數	數	數
二	一	五	三	二
九	六	六	七	〇
六	一	五	〇	一
三	〇	八	三	一
〇	〇	四	三	一
六	三	五	一	〇
〇	二	〇	〇	三
二	三	一	〇	〇
三	七	三	〇	〇
一	〇	八	〇	〇
〇	五	七	〇	〇
八	七	七	〇	〇
四	七	八	〇	〇
七	九	〇	〇	〇
三	二	八	〇	〇
四	九	五	〇	〇
〇	八	〇	〇	〇
三	二	〇	〇	〇
四	九	〇	〇	〇

内地南洋間貨物運賃表

品名	単位	内地南洋間				内地南洋東方諸島間			
		サイパン	ヤップ	パラオ	アンガウル	トラツク	ボナペ	ツサイ	ヤルット
原低運取	百圓ニ付	一、三	一、三	一、四	一、五	一、四	一、六	一、八	二、〇
鐵材、鐵管、レール	千五百斤	一〇、〇	一三、〇	一三、五	一四、五	一三、五	一七、五	一八、五	二〇、〇
木材、枕木、セメント、煉瓦、砂利	千五百斤	九、五	一二、〇	一二、〇	一二、五	一二、五	一五、〇	一七、〇	一八、五
機械油、石炭、コークス	千五百斤	八、五	一一、〇	一一、〇	一一、五	一一、五	一四、〇	一六、〇	一七、五
家具、引越荷物	四十才	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一二、五	一四、五	一六、五
石	同	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一二、五	一四、五	一六、五
日常食糧品、菓子類	千五百斤	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一二、五	一四、五	一六、五
硝子、硝子器、陶器、エナメル器	同	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一二、五	一四、五	一六、五
綿、絹、布、綿衣類	四十才	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一二、五	一四、五	一六、五
構寸荒物類	同	六、五	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇	一〇、五	一二、五	一四、五
肥料、種苗、農具、家畜飼料	千五百斤	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇	八、五	一〇、五	一二、五
繩、漆、臥室織、アンペラ、麻袋、刺蓆	四十才	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇	八、五	一〇、五	一二、五
醫療器、醫用藥品	千五百斤	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇	八、五	一〇、五	一二、五
小荷物 (五才以下)	個	二、〇	二、五	三、〇	三、〇	三、〇	四、〇	五、〇	六、〇
南洋特産品	同	八、〇	九、〇	九、〇	九、〇	九、〇	一一、〇	一二、〇	一三、〇
木炭	千五百斤	四、〇	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇	七、〇	八、〇	九、〇
棉、高瀬貝	同	六、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	九、〇	一〇、〇	一一、〇
海草、樹皮、果實、海風、ヒマシ油	同	六、五	七、五	七、五	七、五	七、五	九、五	一一、〇	一二、〇
砂糖 (原料糖)	同	六、五	七、五	七、五	七、五	七、五	九、五	一一、〇	一二、〇

南洋群島間貨物運賃表

品名	単位	サイパン				ヤップ				パラオ				アンガウル			
		サイパン	ヤップ	パラオ	アンガウル	サイパン	ヤップ	パラオ	アンガウル	サイパン	ヤップ	パラオ	アンガウル	サイパン	ヤップ	パラオ	アンガウル
原低運取	百圓ニ付	一、三	一、三	一、四	一、五	一、三	一、三	一、四	一、五	一、三	一、三	一、四	一、五	一、三	一、三	一、四	一、五
鐵材、鐵管、レール	千五百斤	一〇、〇	一三、〇	一三、五	一四、五	一〇、〇	一三、〇	一三、五	一四、五	一〇、〇	一三、〇	一三、五	一四、五	一〇、〇	一三、〇	一三、五	一四、五
木材、枕木、セメント、煉瓦、砂利	千五百斤	九、五	一二、〇	一二、〇	一二、五	九、五	一二、〇	一二、〇	一二、五	九、五	一二、〇	一二、〇	一二、五	九、五	一二、〇	一二、〇	一二、五
機械油、石炭、コークス	千五百斤	八、五	一一、〇	一一、〇	一一、五	八、五	一一、〇	一一、〇	一一、五	八、五	一一、〇	一一、〇	一一、五	八、五	一一、〇	一一、〇	一一、五
家具、引越荷物	四十才	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
石	同	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
日常食糧品、菓子類	千五百斤	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
硝子、硝子器、陶器、エナメル器	同	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
綿、絹、布、綿衣類	四十才	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
構寸荒物類	同	六、五	八、〇	八、〇	八、〇	六、五	八、〇	八、〇	八、〇	六、五	八、〇	八、〇	八、〇	六、五	八、〇	八、〇	八、〇
肥料、種苗、農具、家畜飼料	千五百斤	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇
繩、漆、臥室織、アンペラ、麻袋、刺蓆	四十才	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇
醫療器、醫用藥品	千五百斤	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇	五、〇	六、〇	六、〇	六、〇
小荷物 (五才以下)	個	二、〇	二、五	三、〇	三、〇	二、〇	二、五	三、〇	三、〇	二、〇	二、五	三、〇	三、〇	二、〇	二、五	三、〇	三、〇
南洋特産品	同	八、〇	九、〇	九、〇	九、〇	八、〇	九、〇	九、〇	九、〇	八、〇	九、〇	九、〇	九、〇	八、〇	九、〇	九、〇	九、〇
木炭	千五百斤	四、〇	五、〇	五、〇	五、〇	四、〇	五、〇	五、〇	五、〇	四、〇	五、〇	五、〇	五、〇	四、〇	五、〇	五、〇	五、〇
棉、高瀬貝	同	六、〇	七、〇	七、〇	七、〇	六、〇	七、〇	七、〇	七、〇	六、〇	七、〇	七、〇	七、〇	六、〇	七、〇	七、〇	七、〇
海草、樹皮、果實、海風、ヒマシ油	同	六、五	七、五	七、五	七、五	六、五	七、五	七、五	七、五	六、五	七、五	七、五	七、五	六、五	七、五	七、五	七、五
砂糖 (原料糖)	同	六、五	七、五	七、五	七、五	六、五	七、五	七、五	七、五	六、五	七、五	七、五	七、五	六、五	七、五	七、五	七、五

考備
 一 中關額金
 二 船便係上荷物接合費
 三 船便係上荷物接合費
 四 船便係上荷物接合費
 五 船便係上荷物接合費
 六 船便係上荷物接合費
 七 船便係上荷物接合費
 八 船便係上荷物接合費
 九 船便係上荷物接合費
 十 船便係上荷物接合費

雜貨	一噸	1.50	10.30
最低	一口	1.00	4.10
小荷物	一個	.50	2.50
雜貨	一噸	15.50	10.70
最低	一口	5.20	4.20
小荷物	一個	3.00	2.00

裏面白紙

○通信

全群島に郵便局七箇所を置く、各郵便局孰れも無線電信の装置を有するの外ヤツブ郵便局には獨逸時代より存する海底電信ありて沖繩縣那覇局米領グム島及蘭領セレベス島メナード(現在使用せず)に接続せり。

郵便局所在地

郵便局	位置
サイバン郵便局	サイバン島
ヤツブ郵便局	ヤツブ島
バラオ郵便局	バラオ諸島コロール島
アンガツル郵便局	バラオ諸島アンガツル島
トラツク郵便局	トラツク諸島夏島
ボナベ郵便局	ボナベ島
ヤルット郵便局	ヤルット島

中繼信	內國	三、五、五	外國	四、八、五	計	八、四、〇
通數	內國	六、〇、〇	外國	七、三、〇	計	一、三、三、〇
電報料	內國	二、〇、六	外國	四、三、二	計	六、三、八
金	內國	一、三、五	外國	一、三、五	計	二、六、〇

爲替貯金取扱數及金額 (昭和二年度)

計	年	金	恩	給	拂	波	口數		金額	
							出	入	圓	圓
							內國爲替	外國爲替	計	計
							三、一、一、四、五	五、九、一、九	八、〇、二、六、四	三、七、四、七、七、二、九、五、二
							二、〇、八、九、一	六、六、六、七	八、七、五、五、七、七	三、六、四、五、四、八、一、六、九
							九、六、九、七	一、一、六、二	一〇、六、二、七、一、八、二、五	一、二、四、〇、五、三
							六、六、六、七	一、一、六、二	七、八、三、五、〇、八	三、〇、九、二、七
							一、一、六、二	六、四	一、七、八、二、	一、〇、三、八、四、三、一、五、四、一
							七、五、五、八、三	六、四	八、一、九、一、七	

○財政

豫算及決算 (圓位未滿切捨)

昭和二年度決算	歲入	二、七、三、一、三、一、三	經帶部	二、三、三、二、一、三、八	臨時部	四、八、六、七、六、六、七	計	七、五、九、八、九、八、一
昭和三年度豫算	歲入	二、七、五、一、九、六、五	經帶部	二、六、八、七、〇、二、〇	臨時部	一、九、八、六、五、九、九	計	四、六、七、三、六、一、九

租稅收入總額 (圓位未滿切捨)

人頭稅	調定濟額	七四、〇〇六	收入濟額	七三、九二六	不納缺損額	八〇	收入未濟額	八〇
出港稅	調定濟額	一、〇一七、〇四二	收入濟額	一、〇一七、〇四二	不納缺損額	—	收入未濟額	—
關稅	調定濟額	二一、〇四〇	收入濟額	二一、〇四〇	不納缺損額	—	收入未濟額	—
釐稅	調定濟額	七六	收入濟額	七六	不納缺損額	—	收入未濟額	—
計	調定濟額	一、一二二、一六四	收入濟額	一、一二二、〇八四	不納缺損額	八〇	收入未濟額	八〇

人頭税徴収額 (圓位未滿切捨)

支應管内	島民		島民に非ざる者		計	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額
サイパン支應管内	六九九	三、六一五	一、二五〇	七、三六三	一、九四九	一〇、九七八
ヤップ支應管内	一、九一八	六、〇二四	一、〇〇〇	六、五二	二、〇一八	六、六七六
パラオ支應管内	一、二二九	四、九三四	八〇二	五、〇〇六	一、九三一	九、九四〇
トラツク支應管内	三、八九六	一、四二四	一九七	一、五九五	四、〇九三	一三、〇一九
ボナベ支應管内	一、七七〇	七、七一五	二五九	一、六四四	二、〇二九	九、三五九
ヤルト支應管内	一一二	二二、五三〇	二三〇	一、五〇三	二四二	二四、〇三三
計	九、四二四	五六、二四二	二、八三八	一七、七六四	一二、二六二	七四、〇〇六

備考 ヤルト支應管内に限り島民人頭税はコブラ數量二一四噸を以て代納し會長之を納税するを以て其の人員一二を掲上せり。

關稅及出港税徴収額 (圓位未滿切捨)

支應管内	關稅金額	出港稅金額
サイパン支應	一五、八五五	一、〇二七、〇四二
ヤツブ支應	—	—

バラオ支應	六七四
トラツク支應	二八〇
ボナベ支應	—
ヤルト支應	四、二三〇
計	二一、〇四〇

租稅外收入總額 (圓位未滿切捨)

項目	前年度剩餘金額	本年增加金額	不納缺損額	收入未濟額
官業及官有財産收入	一、五九三、九二一	一、五九一、八四一	—	二、〇八〇
印紙收入	九、九一九	九、九一九	—	—
雜收	一七、四七四	一七、四六八	—	—
官有物拂下代	七、九一二	七、九一二	—	—
補充金	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	—	—
前年度剩餘金額	三、〇五九、七五四	三、〇五九、七五四	—	—
計	六、四八八、九八〇	六、四八六、八九四	—	二、〇八六

官業及官有財産收入額 (圓位未滿切捨)

項目	金額
郵便電信及電話收入	二四、一二三
醫院收入	四六、〇四九
林業收入	—
鑛鐵拂下代	九三八
官有物貸下料	—
燈收入	四〇
計	一〇四、五九九

ヤツプ支應管内	六、四三二	二、四一四	一〇、三二六	二八五	二〇	一九、四六六
バラオ支應管内	三三、五二五	一六、三〇九	一、九九九	一、四一一	一一、四二九	一、三九九、七三〇
トラツク支應管内	六、〇九〇	四、九一三	六八七	六九六	一、三九一	一三、七七七
ボナベ支應管内	八、五七五	七、五七二	一三、一七九	一、七七〇	一	三一、〇九六
ヤルトリ支應管内	八、五一八	七、八〇九	六、〇四五	二、四五八	四〇九	二五、二三九
計	九六、五八九	六三、〇四二	七八、二七九	一、三三五、一五七	七、五六〇	一三、二九二
備考	一、林業収入の重なるものは官有コブラ拂下代なり。					一、五九三、九二一
	二、燐礦は六萬三千百二十八英噸にして一英噸二十一圓十五錢に當れり。					

雑収入額 (圓位未満切捨)

免許及手数料	二、四	三、三	三、三	二、六	七、〇	二、四	三、三	二、四	三、三
懲罰及没収金	二、八	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三	六、三
雑入	二、八	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五
計	二、八	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五

○地方行政

村吏 (昭和三年四月現在)

サイバン支應管内	總村長	區長	村長	助役	計
ヤツプ支應管内	一	二	一	七	九
バラオ支應管内	二	一	一	一	一五
トラツク支應管内	六	一	一	一	二九
ボナベ支應管内	一三	一	一	一	二七
ヤルトリ支應管内	一	一	一	一	一七
計	三二	三	六六	七	一〇八

現在の村吏は主として舊慣に依る大倉長又は倉長にして長官の認可を経て支應長之を命じ其の管轄區域は舊慣に依る。

カナカ族の村吏を總村長村長と稱しチャモロ族の村吏を區長助役と稱す。

總村長又は區長は支廳長の指揮監督を受け地方行政に關する左の事務を補助執行するの外舊慣に依り其の職務に屬する事項を執行し村長助役は總村長區長の職務を輔佐す。

- 一、法規の周知に關すること。
- 二、願、届の進達に關すること。
- 三、支廳長より發したる命令の傳達又は其の執行に關すること。

在郷軍人職業別

無職	家事	其ノ他ノ有業者	公務	交通	商	工	鑛	水産	農	計
六八五	四	二八七	二五	三	五二	六二	一五	二二三	二四〇	
四	四	二八七	二五	三	五二	六二	一五	二二三	二四〇	
一四〇	三	一七五	一四	二五	七	九	五	一〇	三	
三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
六四	三	二九	一七	五	八	二	二	二	二	
六二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	
一〇三八	四	一五	二九八	一七二	一六	一三	一六	七	三九	

在郷軍人兵種別

豫備	後備	其他	計
陸海軍	陸海軍	陸海軍	陸海軍
八三三	二七四	三一三	一三八
五三	一一	三一	四七
二一	四一	四七	一六
五二	九一	一九	三三
六五	二四	二八	五九
三三	一〇	三〇	五九
一三三	三六	四六	九七
一三五	二八	三八	一〇

○教 育

教育機關としては小學校及公學校あり共に官立にして前者は邦人の兒童を教育するものにして其の程度及組織は内地の小學校と何等異なる所なし、後者は島民兒童を教養するを目的とし其の修業年限を三ヶ年とし土地の状況に依り之に修業年限二ヶ年の補習科を附設す、公學校兒童には學校用品を支給するの外土地の状況に依り食糧及被服を給與せり、島民の教師を「助教員」と稱す訓導を補助する者なり。

サイパン島及びバラオ島は邦人の移住するもの次第に多く大正十三年四月サイパン尋常小學校に昭和二年四月「バラオ」尋常小學校に高等科を併置し其の子弟の教養を計れり。

島民大工養成の目的を以て大正十五年度よりコロール公學校に木工徒弟養成所を附置し其の修業年限を二ヶ年とし公學校補習科卒業男子にして成績優良なるものに入所を許し建築に必要な學科並に實習及普通學を授けつゝあり。

小學校學級職員及兒童數 (昭和三年四月三十日調)

支 廳 別	學 校 名	學 級 數		職 員 數		兒 童 數			
		尋常科	高等科	尋常科	高等科	男	女	男	女
サイパン支廳管内	サイパン尋常高等小學校	三	一	一	一	二七	二	二七	二
計		三	一	二	二	二七	二	二七	二

支 廳 別	學 校 名	本 學 科 補 習 科 數	職 員 數	兒 童 數			
				男	女	男	女
同	ヌナパグ分教場	二	一	一	一	一	一
同	ラウラウ分教場	一	一	一	一	一	一
同	ヤツブ尋常小學校	一	一	一	一	一	一
同	バラオ尋常高等小學校	二	一	一	一	一	一
同	トラツク支廳管内	一	一	一	一	一	一
同	ホナハ尋常小學校	一	一	一	一	一	一
計		二	一	二	二	二	二

備考 本表掲記以外邦人兒童教育の爲アンガウル及ジャポール公學校に特別學級各一を設け訓導各一名を置く。現在兒童數アンガウル男五女二計七、ジャポール男六女三計九、あり。

公學校學級職員及兒童數 (昭和三年四月三十日調)

支 廳 別	學 校 名	本 學 科 補 習 科 數	職 員 數	兒 童 數			
				男	女	男	女
サイパン支廳管内	サイパン公學校	三	二	二	二	二	二
同	ロタ公學校	二	一	一	一	一	一
同	ヤツブ公學校	二	一	一	一	一	一
同	ニフ公學校	一	一	一	一	一	一
同	マキ公學校	三	一	一	一	一	一
同	バラオ支廳管内	三	一	一	一	一	一
同	コロール公學校	三	一	一	一	一	一
同	マルキヨク公學校	二	一	一	一	一	一
同	ガラルド公學校	二	一	一	一	一	一
同	ハリヨム公學校	二	一	一	一	一	一
計		二	一	二	二	二	二



支 廳 別	學 校 名	職 員 數	生 徒 數
トラック支廳管内	夏島公學校	二七二	一〇八
同	春島公學校	五	一六
同	水曜島公學校	九八	一四二
同	冬島公學校	一	一
同	コロニー公學校	二九一	四〇七
ホナベ支廳管内	ウー公學校	二〇	三九
同	メタラニウム公學校	八三	一四四
同	キチー公學校	一三二	三三一
同	クサイ公學校	一三五	二一九
同	クサイ公學校	二一一	二九六
同	シヤホル公學校	二一一	二四七
同	ウオツツエ公學校	一七〇	二四七
計		二,九八八	一,〇〇三

木工徒弟養成所學級職員及生徒數 (昭和三年四月三十日調)

職 員 數	生 徒 數
訓 導	九
助 手	一〇
研 究 生	二二
計	二二

備考 普通學科はコロール公學校訓導の兼任なり。

私立學校 (昭和三年四月三十日調)

支 廳 別	學 校 名	職 員 數	生 徒 數
サイパン支廳管内	チニアン児童教育所	一	九
バオバ支廳管内	ハラオ幼稚園	二	一五
ホナベ支廳管内	ホナベ幼稚園	一	一〇
ヤルット支廳管内	私立エホン公學校	一	三七
計		五	六三

○宗 教

古來土人には特に宗教なるものなし、只一種の信仰を有せり例之或動物を一族の祖神と爲し又は或植物を神聖樹として之を崇拜するが如き、各島到る處殆ど迷信の標的たる神なるものあらざるはなし、西班牙及獨逸領時代に於て耶蘇教宣教師の熱心なる傳道の結果漸次耶蘇教を信仰する者多くなれり。佛教は「サイパン」島及「バラオ」島に布教所を存するも之が信者は内地人及朝鮮人のみなるを以て島民の宗教としては一に耶蘇教なりと言ふべし。

耶蘇教會宣教師及信徒數

宣 教 徒	宣 教 師		會 衆		計
	新 教	舊 教	新 教	舊 教	
外 國 人	九	二	二	一	一五
島 民	三、六四六	一、〇六〇	一、〇五七	五、七六九	一三、二八九
内 地 人	一四	一	三	四	二二
宣 教 徒	三、六六〇	一、〇七一	三、一〇七	五、七八二	一三、三〇六
宣 教 師	三	一	二	一	五
會 衆	三、六六〇	一、〇六〇	三、一〇七	五、七八二	一三、三〇六
計	三、六六〇	一、〇七一	三、一〇七	五、七八二	一三、三〇六

備考 右の外各島に數ヶ所の布教所あり、宣教師以外に修道士及島民の傳道師數十名布教に従事す。

佛教寺宇及信徒數

寺 院 數	布 教 師	信 徒(内地人)
サイパン支廳管内	一	三〇〇
バラオ支廳管内	一	三五〇

宗教學校教師及生徒數

支 廳 別	宗 派 別	學 校 數	生 徒 數		教 師 數
			男	女	
サイパン支廳管内	基 督 舊 教	二	一八三	一二五	三〇八
バラオ支廳管内	同	一	四〇	一六	五六
トラツク支廳管内	同	二	一一四	七八	一九二
ホナベ支廳管内	基 督 新 教	二	七四	四八	一二二
ヤルット支廳管内	同	一	四四七	三四三	七九〇
計	基 督 舊 教	二六	八八八	六一〇	一、四九八



品名	高野作計	高野作計	高野作計	高野作計	高野作計	計
サイパン	1	1	1	1	1	5
ヤツ	1	1	1	1	1	5
バラ	1	1	1	1	1	5
トク	1	1	1	1	1	5
ホ	1	1	1	1	1	5
計	1	1	1	1	1	5

即決處分件数及人員

品名	計
銃砲火薬類取締規則違反	170
銃砲火薬類取締規則違反	136
銃砲火薬類取締規則違反	38
銃砲火薬類取締規則違反	37
銃砲火薬類取締規則違反	23
銃砲火薬類取締規則違反	3
銃砲火薬類取締規則違反	120
銃砲火薬類取締規則違反	23
銃砲火薬類取締規則違反	19
銃砲火薬類取締規則違反	67
銃砲火薬類取締規則違反	66
銃砲火薬類取締規則違反	10
銃砲火薬類取締規則違反	103
銃砲火薬類取締規則違反	53
銃砲火薬類取締規則違反	48

品名	計
銃砲火薬類取締規則違反	170
銃砲火薬類取締規則違反	136
銃砲火薬類取締規則違反	38
銃砲火薬類取締規則違反	37
銃砲火薬類取締規則違反	23
銃砲火薬類取締規則違反	3
銃砲火薬類取締規則違反	120
銃砲火薬類取締規則違反	23
銃砲火薬類取締規則違反	19
銃砲火薬類取締規則違反	67
銃砲火薬類取締規則違反	66
銃砲火薬類取締規則違反	10
銃砲火薬類取締規則違反	103
銃砲火薬類取締規則違反	53
銃砲火薬類取締規則違反	48

民事事件受理處分件數

法院名	受理			既					済		未済		
	受審	受新	計	判決	判決	判決	和解	下取	下却	其他	計	申取	中止
サイパン地方法院	—	—	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バラオ地方法院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ホナベ地方法院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 高等法院の取扱なし。

和解事件受理處分件數

法院名	受理			既					済		未済	
	受審	受新	計	和解	和解	和解	却下	取下	其他	計	申取	中止
サイパン地方法院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バラオ地方法院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ホナベ地方法院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○衛生

群島は熱帯圏内に在るも保健状態は一般に良好なり急性傳染病としては未だ「コレラ」「ペスト」「黄熱
睡眠病等の侵襲を見ることなく唯僅に腸「チフス」、「バラチフス」赤痢の數種を擧ぐるに過ぎず而も
多くは大流行を見ず熱帯病としては「フランベシア」最も多し。

サイパン、ヤップ、バラオ、アンガウル、トラツク、ホナベ、ヤルトの主要島に醫院を設置し各醫
院に高等官及判任官の醫師二人乃至五人、藥劑員一人を配置し診療に従事せしむるの外一般衛生、保
健及傳染病豫防の事務に當らしむ。

島民は一般に衛生思想乏しきを以て之が普及を計らんが爲醫員をして時々部落又は離島を巡廻せしめ
診療及衛生講話を爲さしむ。

醫院職員

職名	サイパン	ヤップ	バラオ	合計
院長	—	—	—	—
醫官	—	—	—	—
醫員	—	—	—	—
藥劑員	—	—	—	—
書記	—	—	—	—
囑託	—	—	—	—
雇	—	—	—	—
計	—	—	—	—

サ	ク	ベ		ホ		ク		ラ		ト		ル		ガ		ン		ア		オ		ウ		バ	
		計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人
1	1	1,275	1,275	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
2	2	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
3	3	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
4	4	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
5	5	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
6	6	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
7	7	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
8	8	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
9	9	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
10	10	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

111

ア	ツ	ヤ	ン		パ		イ		サ		別院 種人 別性	患者 別
			計	邦人	計	邦人	計	邦人	計	邦人		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

患者表

ア	ツ	ヤ	ン	パ	イ	サ	患者		入院	
							新患者	患者延人員	患者	患者延人員
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

110

熱帯病	第二五類			第二四類			第二三類			第二二類			第二一類			第二〇類		
	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

第二六類 診断不明ノ 病 患	計			島民	外人	邦人
	島民	外人	邦人			
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10

備考 本表中括弧内数字ハ死亡者数ヲ示ス

新生物患者表 (外来)

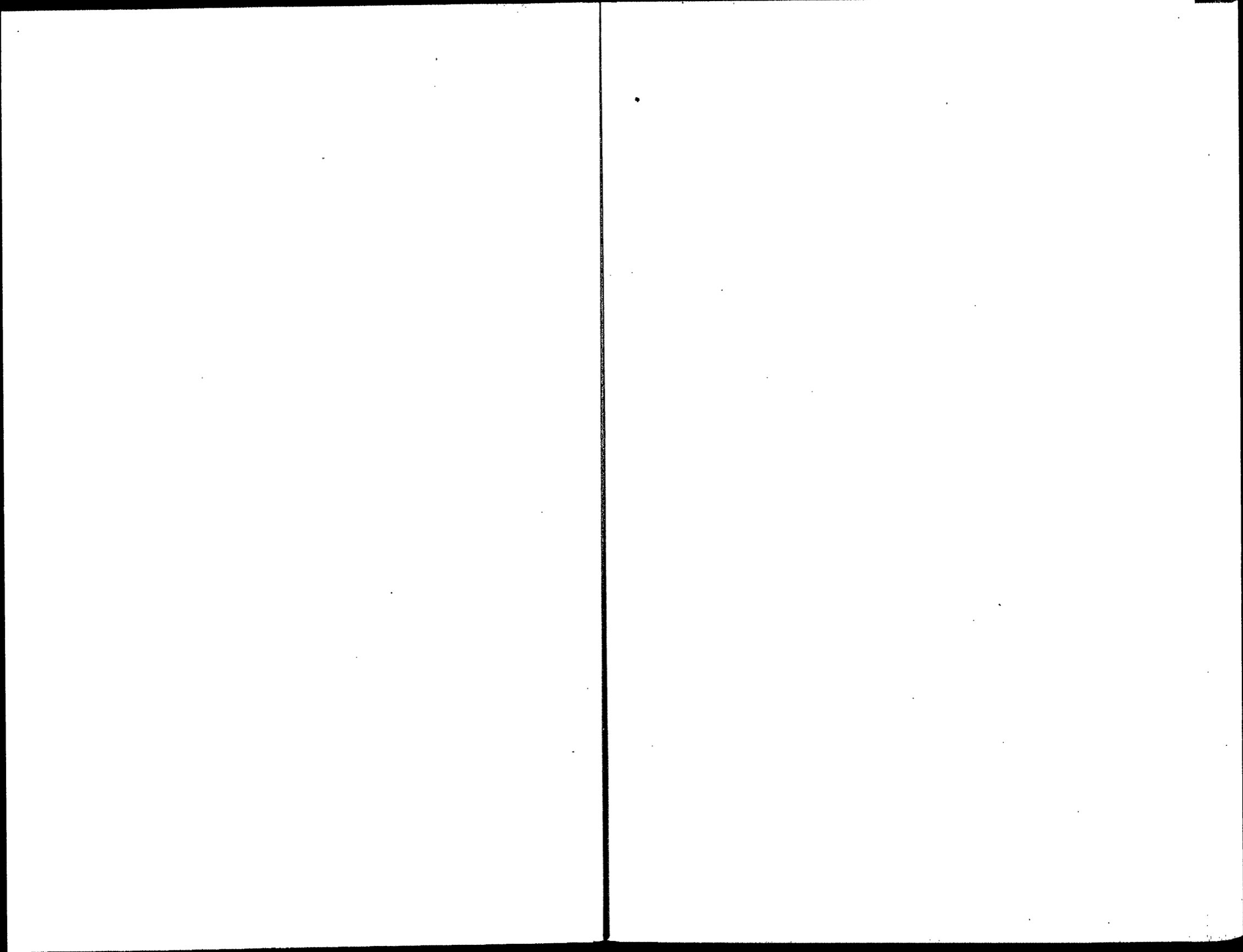
病 類	一、 病			二、 其他ノ 性 腫瘍		
	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人
サイパン	1	1	1	1	1	1
ヤップ	2	2	2	2	2	2
バラオ	3	3	3	3	3	3
アンガウ	4	4	4	4	4	4
トラツク	5	5	5	5	5	5
ホナベ	6	6	6	6	6	6
クサイ	7	7	7	7	7	7
ヤルト	8	8	8	8	8	8
合	9	9	9	9	9	9
計	10	10	10	10	10	10

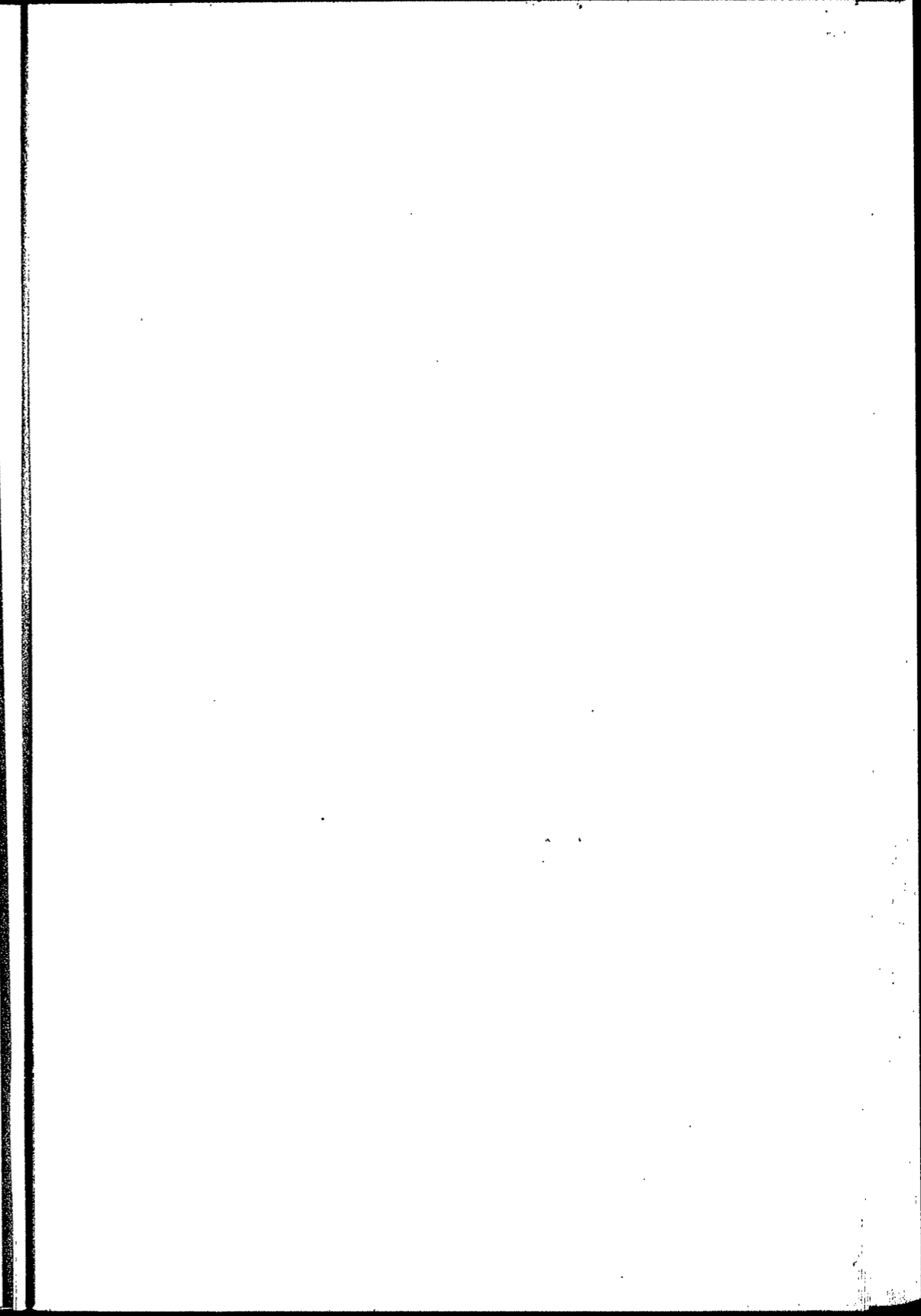
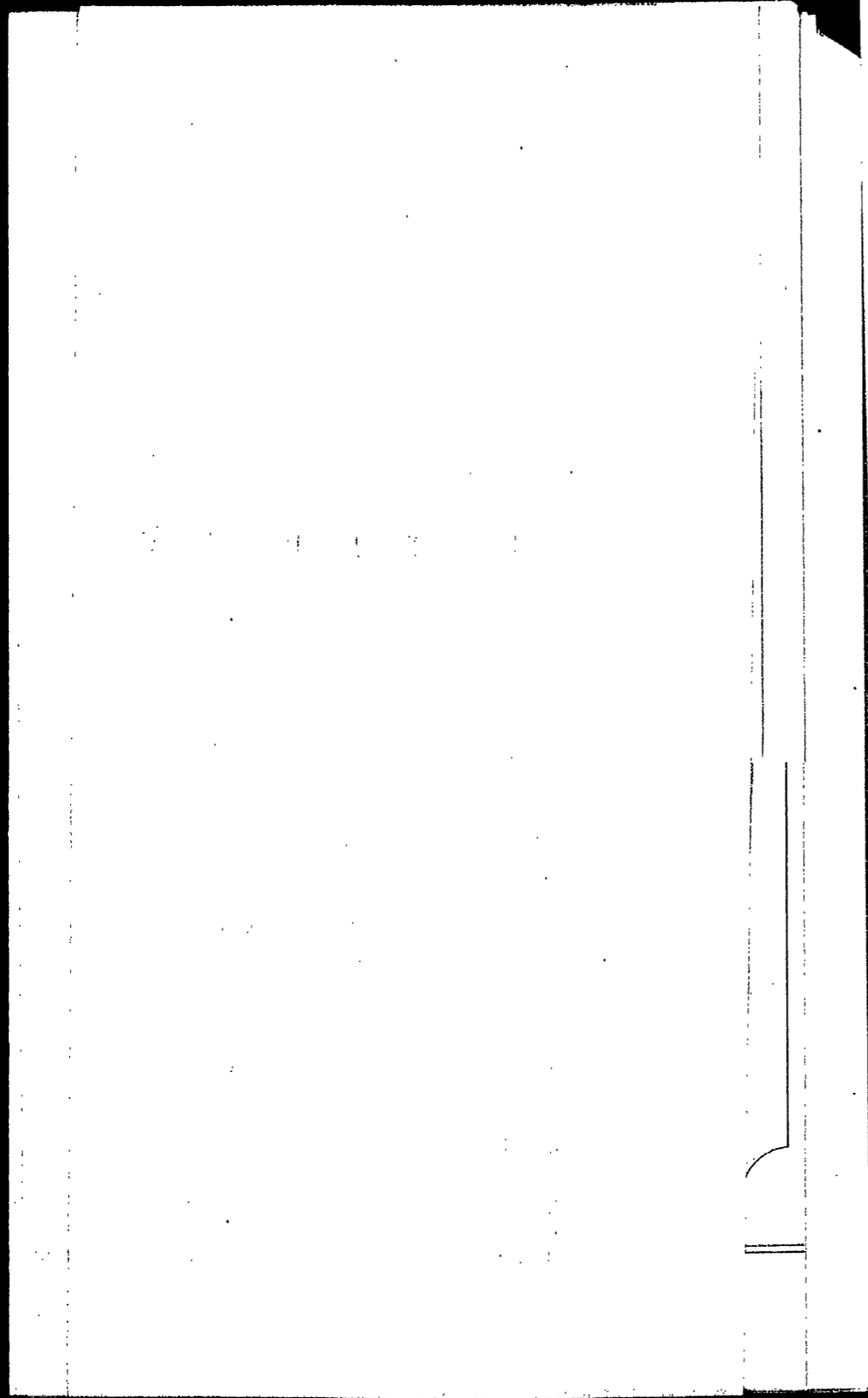
	七、其他ノ寄生虫			六、肺臓(サストマ)			五、肝臓(サストマ)			四、蟻虫			三、蜘蛛			二、蛆虫	
	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民
一																	
二																	
三																	
四																	
五																	
六																	
七																	
八																	
九																	
十																	
十一																	
十二																	
十三																	
十四																	
十五																	
十六																	
十七																	
十八																	
十九																	
二十																	
二十一																	
二十二																	
二十三																	
二十四																	
二十五																	
二十六																	
二十七																	
二十八																	
二十九																	
三十																	
三十一																	
三十二																	
三十三																	
三十四																	
三十五																	
三十六																	
三十七																	
三十八																	
三十九																	
四十																	
四十一																	
四十二																	
四十三																	
四十四																	
四十五																	
四十六																	
四十七																	
四十八																	
四十九																	
五十																	
五十一																	
五十二																	
五十三																	
五十四																	
五十五																	
五十六																	
五十七																	
五十八																	
五十九																	
六十																	
六十一																	
六十二																	
六十三																	
六十四																	
六十五																	
六十六																	
六十七																	
六十八																	
六十九																	
七十																	
七十一																	
七十二																	
七十三																	
七十四																	
七十五																	
七十六																	
七十七																	
七十八																	
七十九																	
八十																	
八十一																	
八十二																	
八十三																	
八十四																	
八十五																	
八十六																	
八十七																	
八十八																	
八十九																	
九十																	
九十一																	
九十二																	
九十三																	
九十四																	
九十五																	
九十六																	
九十七																	
九十八																	
九十九																	
一百																	

	一、十二指腸虫				病類別 人種別 性別	醫院別
	邦人	島民	外人	邦人		
一					男	サイパン
二					女	サイパン
三					男	セツブ
四					女	セツブ
五					男	バラオ
六					女	バラオ
七					男	ルンガツ
八					女	ルンガツ
九					男	トラツク
十					女	トラツク
十一					男	ホナベ
十二					女	ホナベ
十三					男	クサイ
十四					女	クサイ
十五					男	ヤルト
十六					女	ヤルト
十七					男	合
十八					女	合
十九					計	計
二十					計	計

寄生蟲病患者表 (外來)

備考	本表中括弧内数字ハ死亡者数ヲ示ス	合計			三、其他ノ腫瘍		
		計	島民	外人	邦人	島民	外人
一		二	二	二	二	二	二
二		二	二	二	二	二	二
三		二	二	二	二	二	二
四		二	二	二	二	二	二
五		二	二	二	二	二	二
六		二	二	二	二	二	二
七		二	二	二	二	二	二
八		二	二	二	二	二	二
九		二	二	二	二	二	二
十		二	二	二	二	二	二
十一		二	二	二	二	二	二
十二		二	二	二	二	二	二
十三		二	二	二	二	二	二
十四		二	二	二	二	二	二
十五		二	二	二	二	二	二
十六		二	二	二	二	二	二
十七		二	二	二	二	二	二
十八		二	二	二	二	二	二
十九		二	二	二	二	二	二
二十		二	二	二	二	二	二
二十一		二	二	二	二	二	二
二十二		二	二	二	二	二	二
二十三		二	二	二	二	二	二
二十四		二	二	二	二	二	二
二十五		二	二	二	二	二	二
二十六		二	二	二	二	二	二
二十七		二	二	二	二	二	二
二十八		二	二	二	二	二	二
二十九		二	二	二	二	二	二
三十		二	二	二	二	二	二
三十一		二	二	二	二	二	二
三十二		二	二	二	二	二	二
三十三		二	二	二	二	二	二
三十四		二	二	二	二	二	二
三十五		二	二	二	二	二	二
三十六		二	二	二	二	二	二
三十七		二	二	二	二	二	二
三十八		二	二	二	二	二	二
三十九		二	二	二	二	二	二
四十		二	二	二	二	二	二
四十一		二	二	二	二	二	二
四十二		二	二	二	二	二	二
四十三		二	二	二	二	二	二
四十四		二	二	二	二	二	二
四十五		二	二	二	二	二	二
四十六		二	二	二	二	二	二
四十七		二	二	二	二	二	二
四十八		二	二	二	二	二	二
四十九		二	二	二	二	二	二
五十		二	二	二	二	二	二
五十一		二	二	二	二	二	二
五十二		二	二	二	二	二	二
五十三		二	二	二	二	二	二
五十四		二	二	二	二	二	二
五十五		二	二	二	二	二	二
五十六		二	二	二	二	二	二
五十七		二	二	二			





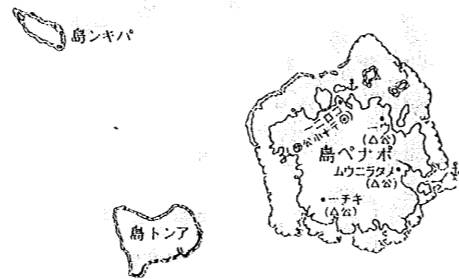


274
6553
8

圖島イサク



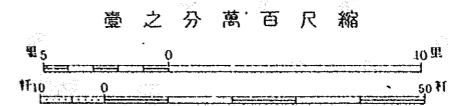
圖島ペナポ



圖島諸ンパイサ



圖島要主島群洋南



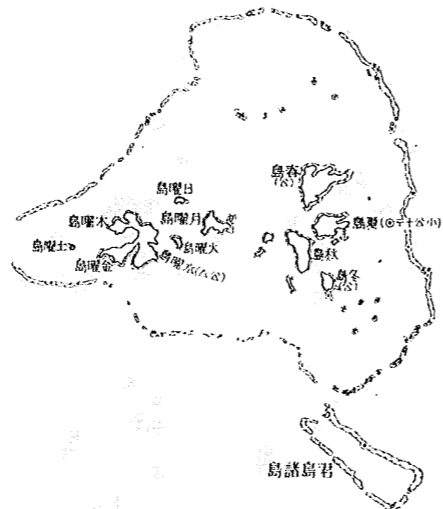
例 凡

- ☆ 燈塔 (Lighthouse)
- ⚓ 港 (Port)
- ⊕ 産業 (Industry)
- ⊖ 観測 (Observation)
- ✕ 探検 (Exploration)
- △ 警備 (Police)
- ⊙ 巡査 (Patrol)
- ⊙ 法務 (Law)
- ⊙ 公署 (Office)
- ⊙ 小學校 (Primary School)
- ⊙ 醫院 (Hospital)
- ⊙ 郵便 (Post)
- ⊙ 支洋 (Branch)
- ⊙ 南洋 (South Sea)

圖島トールヤ



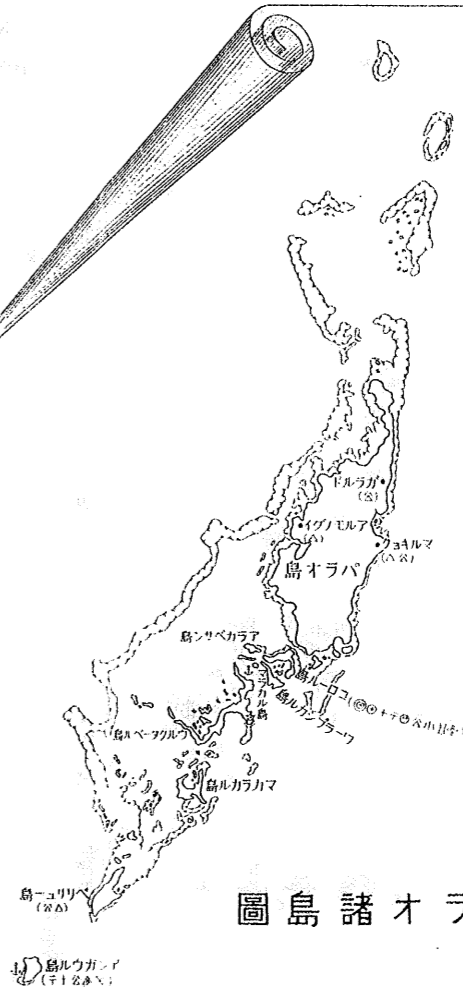
圖島諸クッタト



圖島プッヤ



圖島諸オラバ



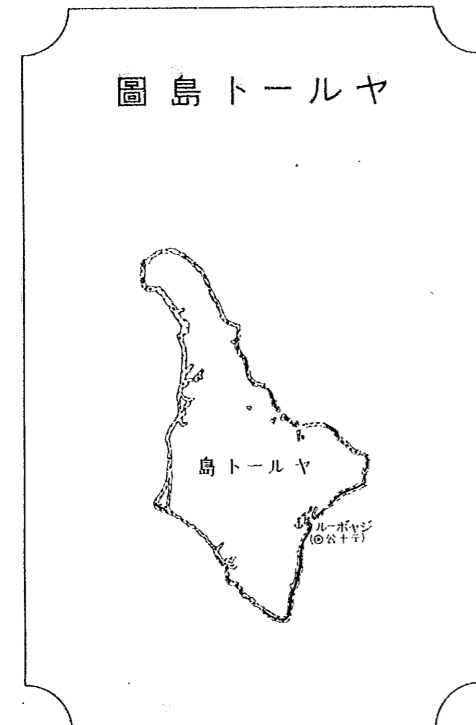
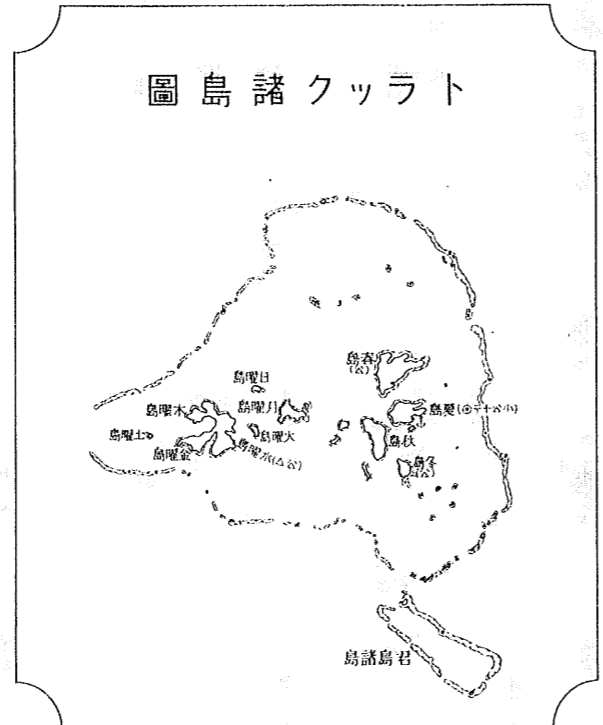
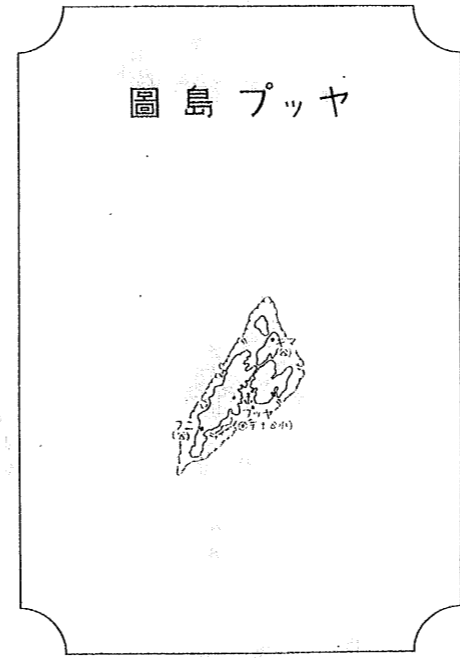
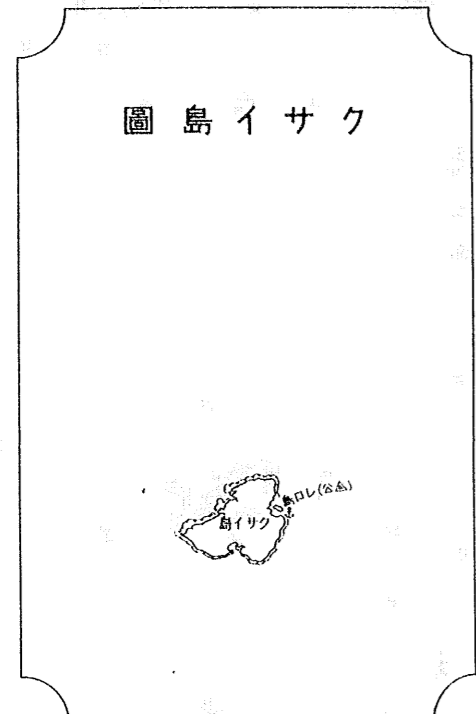
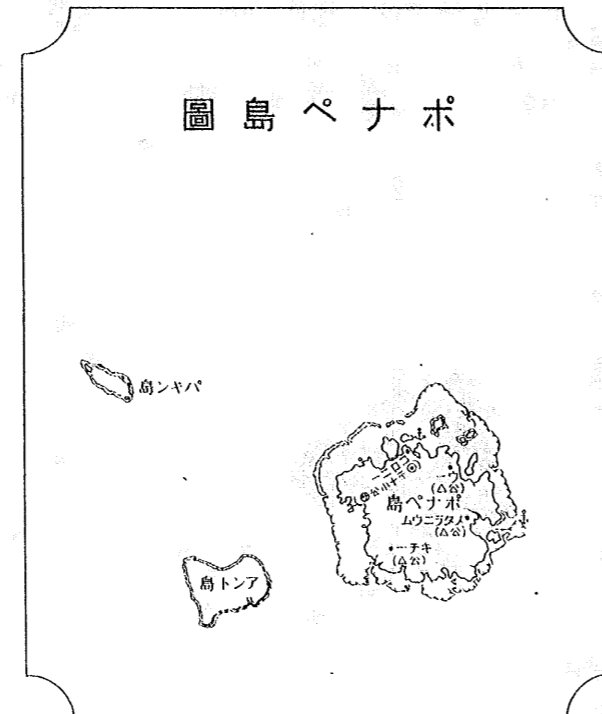
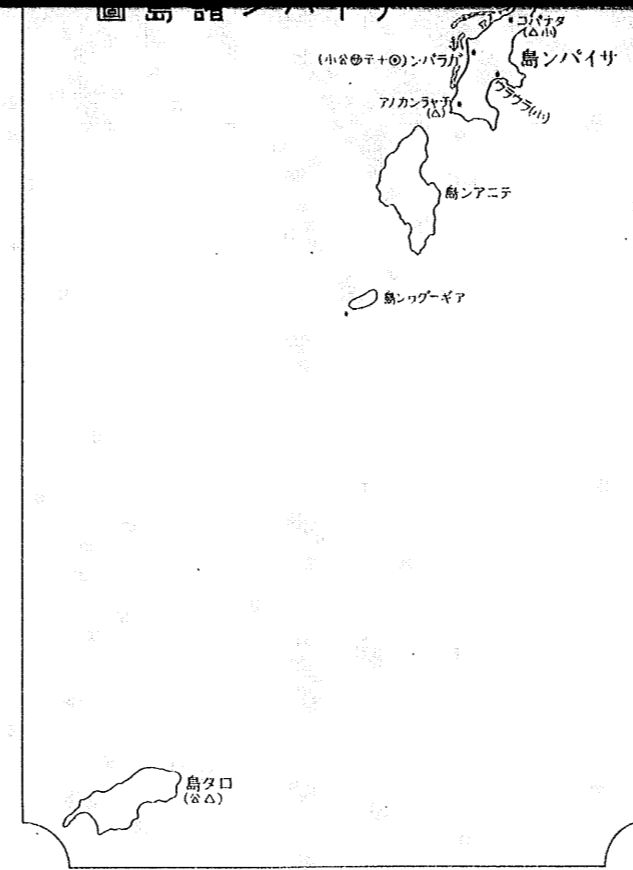
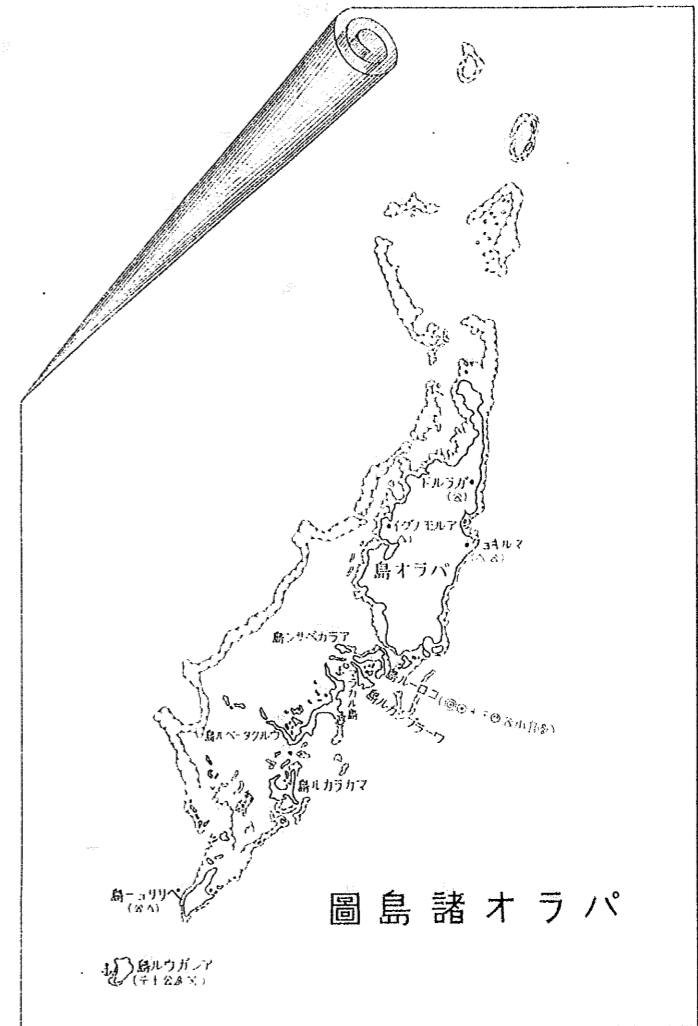
南洋群島主要島圖

縮尺百萬分之



例 凡

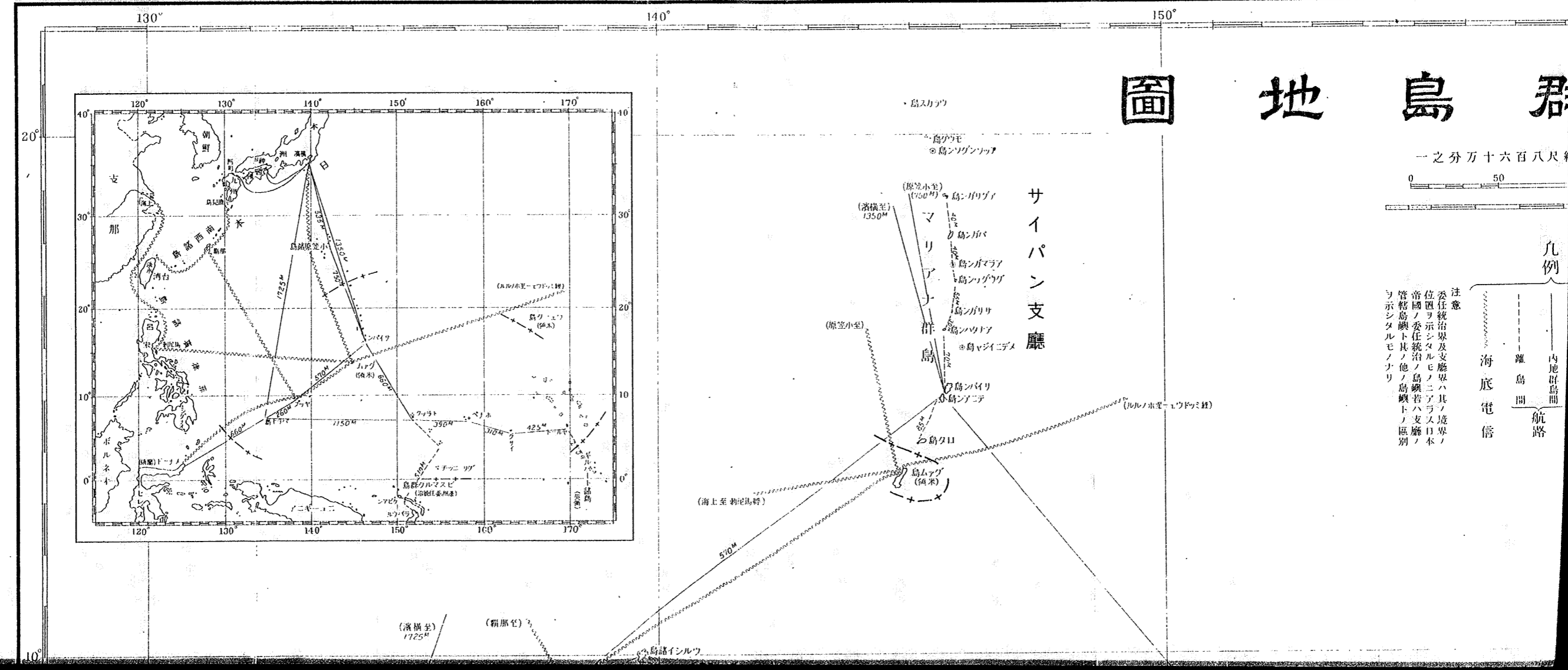
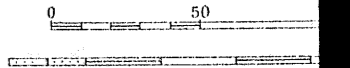
- ☆ 燈塔
- ⊙ 港
- ⊕ 産業試驗場
- × 觀測所
- △ 探礦所
- ⊙ 警備所
- ⊙ 巡査駐在所
- ⊙ 法學院
- ⊙ 公學校
- ⊙ 小學校
- ⊙ 醫院
- ⊙ 郵便局
- ⊙ 支洋廳
- ⊙ 南洋廳





群島地圖

一之分万十六百八尺



注意
委任統治界及支廳界ハ其ノ境界ノ位置ヲ示シタルモノニアリ日本帝國ノ委任統治ノ島嶼若ハ支廳ノ管轄島嶼ト其ノ他ノ島嶼トノ區別ヲ示シタルモノナリ

内地群島間
離島間
海底電信
航路

